

第5 税外債権について

1. 市町村建設事業資金貸付金（市町村課）について

市町村課は、市町村等が行う公共施設の建設事業の実施を促進し、市町村の行政水準の向上を図り、もって、住民の福祉を増進することを目的として、群馬県市町村建設事業資金の貸付けを行っている。

貸付けの種類は、以下のとおりである。

区分	対象事業
過疎対策事業貸付金	過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定に該当する市町村が過疎地域自立支援計画に基づき実施する公共施設の建設事業
特別過疎対策事業貸付金	国勢調査における昭和35年から平成17年の市町村の人口の減少率が38%以上で、平成20年度の財政力指数が0.31以下の市町村が過疎地域自立促進計画に基づき実施する公共施設の建設事業
公共施設整備促進事業貸付金	貸付年度の前事業年度における財政力指数が県平均以下の市町村が行う公共施設の建設事業
一般事業貸付金	市町村が行う公共施設の建設事業
特別事業貸付金	知事が特に必要と認めた事業

- ① 対象となる公共施設は基本的に将来世代にまで利用の及ぶものとしており、例えば埋蔵文化財の試掘等は対象とはならない。
- ② 償還期間はほとんどが15年となっている。
- ③ 貸付けに当たっては借入れをしようとする市町村の議会の承認を得たことが条件とされているため、過去において償還が滞ったということはない。

過去5年間における群馬県市町村建設事業資金の貸付けの貸付額、償還額、残高の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度等	貸付額	償還額	残高
前期繰越残高			12,282,465
平成18年度	218,000	1,824,404	10,676,060
平成19年度	65,000	2,108,708	8,632,352
平成20年度	352,200	1,945,253	7,039,298
平成21年度	297,000	1,331,103	6,005,195

平成 22 年度	23,900	1,971,483	4,057,612
----------	--------	-----------	-----------

- ① 過去 5 年間の状況をみると、1 年ごとに 10 億円以上残高が減少している。減少している理由としては、通常の償還に加えて、市町村の公債費負担を軽減するために繰上償還の制度を設けたこと及び単年度の貸付金額が減少していることが挙げられる。
- ② 単年度の貸付金額が減少している要因としては、以下のようなことが考えられる。
- ア 財政健全化の観点から、市町村が建設投資に対する地方債発行を抑制している。
 - イ 合併市町村が交付税算定上より有利な合併特例債を利用している。
 - ウ 平成 18 年度に地方債制度が協議制に変更されて以降、同意額の枠内で柔軟な地方債の発行が可能となっている。

制度の見直しについて

(意見 36)

単年度の貸付額について減少傾向にあることから、今後、建設事業資金貸付金の在り方について、その必要性も含め検討すべきと考える。

2. 群馬県社会福祉協議会貸付金（健康福祉課）について

群馬県は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対して、県社協が行っている社会福祉施設整備資金貸付事業の事業資金を貸し付けている。

県社協の同貸付事業は、昭和 48 年より開始され、社会福祉事業等を行う法人に対し、施設整備にかかる資金を低利で貸し付け、社会福祉事業等の推進を支援する福祉的目的で実施されている。

施設整備資金の貸付けは、同様の福祉目的で行われている独立行政法人福祉医療機構の貸付けを主とし、機構の貸付けの不足分や対象外とされたものを補完しており、多額の費用を必要とする社会福祉施設の整備を行う法人を支援している。

県から県社協への貸付金は、県社協が民間の非営利団体ではあるが、社会福祉法第百十条により規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることに鑑み無利子とされている。

県社協では、県からの融資資金の一部を定期預金及び有価証券運用にあて、その運用益を、貸付金の利息収入とともに、同貸付事業の事業費及び人件費等の運営諸経費に充当している。

平成 22 年度における県社協の同事業の資金残高及び収支の状況は次のとおりである。

① 資金の残高

(単位：千円)

摘 要	金額	備考
(調達)		
県からの借入金	842,403	
(運用)		
社会福祉施設整備貸付事業	800,000	
(内訳) 貸付事業貸付金	488,910	
普通預金	81,222	
定期預金	50,000	
有価証券(国債)	79,911	
有価証券(千葉県債)	99,956	
社会福祉振興基金	42,403	
合 計	842,403	

- ② 社会福祉施設整備貸付事業に係る預金、有価証券の運用益及び貸付事業利子収入並びに事業費・人件費の状況 (単位：千円)

摘 要	金額	備考
有価証券運用益	2,001	債券
利子収入	2,484	貸付金・預金
雑収入 (延滞金の利子等)	114	
合計 (A)	4,601	
事業費・人件費等 (B)	6,061	
収支差額 (A) - (B)	△ 1,460	

- ③ 県社協の貸付実績 (平成 17 年以降) は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付実行額	償還額	貸付残額
繰越			398,191
17	201,000	99,872	499,319
18	155,000	76,049	578,270
19	63,000	92,369	548,901
20	96,000	91,986	552,915
21	90,000	114,565	528,350
22	55,000	94,440	488,910
23	82,300	65,710	505,500

※ 23 年度は 9 月末の実績。

県社協における資金運用について

(意見 37)

群馬県民間社会福祉施設設備資金貸付制度要綱では、貸付事業は県社協が行うものとされている。会計課に報告する資料においても「民間社会福祉施設の整備事業に対して、県が県社協に必要な資金を貸し付け、県社協が社会福祉法人等へ貸し付けている。」と記載されている。県社協は、県からの借入れを社会福祉法人等への貸付けとするのであれば、両者はほぼ同額になると考えられるが、上記のとおり県からの借入金 800,000 千円に対して、県社協の社会福祉法人への貸付金は 488,910 千円であり、311,090 千円の相違が生じている。このうち 229,867 千円が定期預金及び有価証券で運用され、この

運用利息及び貸付金利息を事業の事務費及び人件費等に充当している。

県社協の同貸付事業の運営資金の融資の立場からは、同資金により事務費及び人件費等を負担することも必要であるが、県全体の資金が逼迫する環境において、県の債務返済も含めた資金の効率的運用管理の観点からは、できる限り資金の一元的管理が望まれ、各事業が独自に資金運用を行うことは、極力避けるべきである。

平成 22 年度残高には普通預金が 80,000 千円ほど計上されているが、次年度以降の貸付資金の増加が予想されるのであれば、年度ごとに事業計画に基づいた貸付けを実行すべきであると考ええる。

また、平成 22 年度の貸付け及び定期預金及び有価証券運用による利子では、事業資金及び人件費が賸えない状況にあり、同事業の安定的な運用のためには、県からの貸付金を有利子とし、必要な事業費・人件費等については別途補助をする等の対策が有効と思われる。

県は、県社協の貸付事業の事業費・人件費等相当額を県の金利として負担しているが、県の社会福祉関係支出の管理の立場からも、資金負担ではなく健康福祉費予算で管理すべきであると考ええる。

3. 生活保護費返還金（健康福祉課）について

生活保護費返還金は、すでに支給した生活保護費を被保護者から返還する必要がある場合に発生する債権である。主に以下のような場合において生活保護費の返還を被保護者へ求めることとなっている。

(1) 生活保護法第 63 条に基づく返還

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その費用の範囲内において実施機関が定めた金額を返還させるものである。

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

具体的には、次のような場合がある。

- ① 保有を認めらない資産を売却したとき
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ 交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

(2) 生活保護法第 78 条に基づく徴収

実施機関は、不正な手段によって保護を受けた者又は受けさせた者からその費用を徴収することができる。

例えば、事実と異なる申請をする、収入申告を行わないなど、不正な方法で生活保護を受けたときに保護費を徴収することとなる。

(費用の徴収)

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

(3) 生活保護費返還金の状況

群馬県の生活保護者（世帯）の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
世帯数	6,651 世帯	6,850 世帯	7,072 世帯	8,165 世帯	9,379 世帯

申請件数	1,276 件	1,172 件	1,592 件	2,663 件	2,420 件
保護率 (群馬)	4.3	4.4	4.5	5.3	6.1
保護率 (全国)	11.8	12.1	12.5	13.8	15.2

(*) 保護率とは、保護人員の人口千人当たりの比率(‰)である。

生活保護費等返還金の推移

(金額単位：千円)

	現年度 調定額		現年度 収入未済額 (A)		過年度 収入未済額 (B)		合計 (A) + (B)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 18 年	35	14,775	14	2,777	86	28,653	100	31,431
平成 19 年	65	13,006	19	4,123	85	28,669	104	32,792
平成 20 年	75	13,753	13	2,893	91	30,620	104	33,513
平成 21 年	50	19,171	18	4,480	89	28,338	107	32,819
平成 22 年	95	30,500	34	12,957	94	28,101	128	41,059

(注) 現年度調定額には、中国残留邦人等支援給付に係る調定分を含む。

- ① 群馬県では、年々生活保護を受給する世帯数が、増加傾向にある。特に、平成 20 年以降、経済環境の悪化により、生活保護を申請する世帯が著しく増加している。今後も、生活保護を受給する世帯数は、増加していくものと思われる。
- ② 生活保護世帯数の増加に伴い、生活保護費等返還金の調定額及び収入未済額は件数、金額ともに増加してきている。

平成 22 年度 事務所別収入未済額及び保護世帯数

事務所名	該当町村	収入未済額		管内人口 (人)	保護世帯数	ケースワーカー (人)
		件数	金額 (千円)			
中部福祉事務所	榛東村、吉岡町、玉村町	29	10,152	71,727	156	2
富岡保健福祉事務所	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	15	2,474	28,604	63	2
吾妻保健福祉事務所	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	21	7,386	61,080	165	4
利根沼田保健福祉事務所	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	17	2,949	37,762	92	4
東部保健福祉事務所	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	48	18,095	105,663	357	4

合計		130	41,059	304,836	833	16
----	--	-----	--------	---------	-----	----

- ① 生活保護費返還金の回収に関する事務については、福祉事務所等で行われている。具体的には、返還金の決定（ケース検討会議）、返還金の徴収、返還指導等に関する事務をしている。
- ② 生活保護は、町村部については、県の福祉事務所等が、市部については、市の福祉事務所が管轄している。

生活保護受給者が町村部から市部へ住所を移転した場合、生活保護の管轄は、県の福祉事務所等から市の福祉事務所へ移転することになる。しかし、それまで県の福祉事務所等で管理していた生活保護費返還金については、市の福祉事務所へは移行せず、そのまま県で管理することになっている。そのため、町村部から市部への移転者については、生活保護費の支給は市で管理し、生活保護費返還金は県で管理することとなっている。

不納欠損金額の推移

(単位:件、千円)

	合計		内訳									
	件数	金額	中部		富岡		吾妻		利根沼田		東部	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 18 年	2	555	1	5	-	-	-	-	1	550	-	-
平成 19 年	3	783	1	152	-	-	-	-	-	-	2	630
平成 20 年	3	603	1	383	-	-	-	-	-	-	2	220
平成 21 年	9	3,724	5	2,403	1	73	-	-	2	955	1	291
平成 22 年	9	2,929	4	2,547	-	-	-	-	-	-	5	382

- ① 過去 5 年間に於いて、不納欠損処理を行った要因は、すべて消滅時効の完成によるもの（地方自治法第 236 条第 1 項）である。非強制徴収公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する（時効期間は 5 年）。
- ② 生活保護費返還金の増加に伴い、不納欠損の処理額についても件数、金額ともに増加してきている。

管理要領の整備について

(指摘事項 4)

生活保護費返還金の管理事務について、その管理に於ける要領が整備されていない。県の債権全般に於ける規定している群馬県財務規則や会計事務の手引に従って実施されている。

下記「指摘事項 5」は、具体的な管理台帳の管理方法が明確でないことも一因であると思われる。

生活保護費返還金という個別の債権の状況に応じて、債権の管理を効果的・効率的に実施するためには、群馬県財務規則や会計事務の手引に記載されていない具体的な事務処理手順等について、別途、管理要領に定めることが必要である。

管理台帳の記入もれについて

(指摘事項5)

福祉事務所等の担当者は、回収指導等の返還金の管理事務を行った際には、その都度その債権の状況や回収指導の結果等を、各返還義務者の管理台帳に記載する。管理台帳には、誰に対してどのような方法で連絡をして、その結果どのような回答を得て、どのような回収指導を行ったか等について記録を行うことになる。

しかし、回収指導等の返還金の管理事務を実施しているにもかかわらず、その債権の状況や回収指導の結果等について、1年以上も管理台帳に何も記載していないものが散見された。

また、昨今の市町村合併により、県内の福祉事務所等が統合されたが、統合前の福祉事務所等において管理台帳の整備が不十分であったため、統合前の徴収経過が不明なものが見受けられた。

債権の管理を適切に行うため、担当者の人事異動や事務所の統合による事務の引継を効率的に行うこと等も考慮して、必要十分な管理台帳を整備すべきである。

4. 各種修学資金貸付金（医務課）について

医務課の各種修学資金貸付金は、県内の医療機関等に勤務する医療従事者を確保するため、将来県内の医療機関等に勤務しようとする者に対して、修学資金を貸与するものであり、医師確保修学研修資金、緊急医師確保修学資金、医学生修学資金、保健師助産師看護師准看護師修学資金貸付金、理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金がある。

貸与を受けた修学資金は、条例に定められた一定の条件を満たすことで返還が免除される。但し、免除条件に合致しない場合には、貸与された修学資金を返還しなければならない。

例えば、理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金の制度概要は、以下のとおりである。

県内の医療施設等に勤務する理学療法士及び作業療法士の確保に資するため、理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設に在籍する者で、将来県内の医療施設等に勤務しようとする者に対し、修学資金を無利子で貸与することを目的とする。

修学生が理学療法士及び作業療法士となり、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間職員として業務に従事した場合には、返還債務は免除される。

但し、退学したとき、修学の見込みがなくなったとき等の一定の条件に該当する場合には、返還しなければならない。

債権管理簿等の一元化について

（意見38）

群馬県財務規則第233条の規定に基づき債権管理簿とともに、貸付先毎の状況を記録する補助簿（貸与台帳等）が整備されている。

現在、各貸付金の債権管理簿等は、その様式が医務課内で統一されておらず、それぞれの担当者が独自の債権管理簿を使用しており、また個別の管理台帳と重複した内容を記載している場合もあり、債権管理簿を一元化する必要があると考える。

さらに、例えば「修学資金貸与台帳」等の台帳についても、各貸付金の担当者が、手書きあるいはパソコンにより各様の様式で作成して管理を行っている。しかし、扱っている貸付金の制度、内容はほぼ同一であることから、様式を統一し、効率的に管理することが望ましい。

債権現在額報告書の金額誤りについて

（指摘事項6）

平成22年度の債権現在額報告書のうち、理学療法士及び作業療法士修学資金貸付

金が4,992,000円過大計上となっている。これは、12月に発生した当然免除4名分の消滅が漏れたことによるものであり、後日口頭にて訂正したが、報告書には間に合わなかったとのことである。

原因としては、元のデータとのチェックが漏れており、今後は補助簿との照合を強化することであるが、債権現在高報告書の重要性を再認識し、上席者が承認してから報告する等再発防止に努める必要がある。

調定が行われていない貸付金について

(指摘事項7)

X氏は、平成21年3月で2回目の国家試験に不合格であったことから、貸付金の返済義務が発生している。しかし、保証人の署名が2名必要のところ1名しかなかったため、貸付金として768,000円が計上されたまま調定が行われていない。

平成22年5月に催促し、その後電話連絡等を行っているものの、書類が未提出のまま現在に至っている。平成22年12月14日の電話連絡が最後であり、それ以降は、文書にて提出を依頼してはいるものの、本人との接触は図れていない。

返済猶予の条件を満たさなくなっただけからすでに2年半経過しており、本来平成21年度に調定すべきところ、平成22年度においても未調定であることから、積極的に本人や連帯保証人との接触を図り、早急に調定を行い、返還を求めるべきである。

滞納者の管理について

(意見39)

就業年数を満たさずに離職し、分割納入している次の者の貸付金が、23年度に入っ
て延滞となっている。

(単位：円)

氏名	延滞開始月	月額	合計
Y氏	H23年6月	32,000	96,000

毎月督促状は発送しているとのことであるが、Y氏については、延滞期間は3か月となり、延滞初期の対応が肝要であることから、遅滞なく電話による催告等を実施し本人と接触して回収するよう努力する必要がある。

5. 介護福祉士修学資金貸付金（介護高齢課）について

介護福祉士修学資金貸付金は、平成5年度より始められた制度であり、卒業後1年以内に県内施設に就職し、以降7年間（現在は5年間）業務に従事した場合に返還が免除される。介護福祉士の資格取得には、専門学校に2年間通う者が多く、この場合には、年間432千円、合計864千円の借入れを行っている者が多い。貸付けには、連帯保証人が2名（うち、申請者が未成年の場合には、1名は法定代理人）が必要である。

就業による返済猶予中は、1年に一度就業状況届を提出することになっている。退学したり、県内の介護施設に就職しなかったり、7年経過せずに途中で退職した場合には、返還の対象となる。但し7年に満たない期間就業した場合には、当該期間に応じて一部免除されるほか、病気や出産等で一時就業できない場合には、合算して7年従事すれば免除となる。

貸与契約が解除され、返還が必要となった場合には、「修学資金貸与契約解除通知書」により通知し、「修学資金返還計画書」を提出させ、これに基づいて返還される。

なお、平成21年度の新規貸付から貸付業務を県の社会福祉協議会へすべて委託しているため新規の貸付事務は行われていない。

借受人の状況把握について

（指摘事項8）

養成学校卒業後、就業場所や住所などに変更が生じた場合、その都度修学生自らが届出をすることになっているが、その届出が行われないと、借受人の状況が把握できないことから、県では、常に状況を把握し事実に沿った事務処理を行うために、毎年度1回の状況調査をしているとのことである。

しかし、実際には、在学中は学校に対して調査の協力依頼を実施しているものの、退学や除籍後行方不明になっている者もいる。また、就職後行方不明となり、何年度まで就業していたのか現状を把握できていない者が散見されている。

具体的事例は以下のとおりである。

- ① 平成7年、8年に432,000円ずつ合計864,000円貸し付けたが、その後連絡が取れない事例。
返済が全くなく本人との連絡が取れていない事例が、平成7年から平成12年度までに貸し付けた先で10件7,776,000円あった。平成13年度以降も同様事例が見受けられている。
- ② 途中までは就業していたがその後不明となり、免除金額、返還必要額が明らかにされていない事例。
- ③ 432,000円貸し付けたが、平成13年4月1日から平成15年3月31日まで休学予定であり、15年4月に休学状況確認と記載があるが、管理簿上では専門学校への問

い合わせの有無は不明で、行方不明となっている事例。

以上のように借受人の状況が不明であることから、猶予期間が過ぎているにもかかわらず、免除の手続も、調定も実施できない修学資金が見受けられている。

学生については、専門学校等との連絡を密に取り、退学など返還義務を生じる事象が発生した場合に適時に対応することにより、行方不明者等が発生しないような管理体制を整備することが望まれる。また、県内の介護施設で就業中の者に対しては、毎年必ず在職証明書入手し、在職証明書を提出しない者に対しては、返還の指導を行う等の姿勢で対応する必要がある。

連帯保証人に対する補償請求

(意見40)

滞納者の連帯保証人に対して請求手続等の対応をしておらず、連帯保証人が形骸化している。本人からの返済が見込めない場合には連帯保証人に対しても請求する必要がある。

管理簿の記載について

(意見41)

貸付金は、表計算ソフトによる管理簿(介護福祉士修学資金貸付債権管理一覧表)にて管理している。各担当者は、この管理簿に交渉記録等を記載している。

しかし、年度の記載がなく月日のみを記載しているため、いつの情報なのかが不明な事例が目立っていた。また、各人別の「修学資金貸与台帳」もあるものの、こちらにも何の記載もない事例も多く、交渉過程が見えない。

各担当者は、人事異動により3年程度で代わってしまうことから、他の者が分かるような記録を行い、上席者の承認を得ることが望ましい。

修学資金貸付台帳の管理について

(意見42)

修学資金貸付台帳は年度ごとに保管されているが、すでに回収済になった者と未回収の者が一緒になっているため、未回収の者の管理台帳を探すのが煩雑な状況となっている。業務の効率性の観点から、回収済と未回収は分別管理する必要がある。

修学資金貸与契約書の記載について

(意見43)

契約書には、本人の他、連帯保証人2名（本人が未成年者の場合には、1名は法定代理人）が、記名押印することとなっている。

しかし、本人及び連帯保証人2名の合計3名についての筆跡が同じではないかと思われる事例が2件あった。連帯保証人が債務を認識していない可能性もあるため、各連帯保証人に記載を求める必要がある。

6. 母子寡婦福祉資金貸付金（子育て支援課）について

（1）制度の概要

① 目的

配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り併せて児童の福祉の増進を目的として貸付けを行う制度である。

母子寡婦福祉資金貸付金の制度は、国の制度（全国一律）であり、その発足は、母子福祉資金貸付制度が昭和28年、寡婦福祉資金貸付制度が昭和44年である。

② 貸付対象者

母子福祉資金貸付金・・・①母子家庭の母、②母子福祉団体

寡婦福祉資金貸付金・・・①寡婦、②40歳以上の配偶者のいない女子

③ 財源

母子寡婦福祉資金の財源は、県の一般会計からの繰入金金が1/3、国からの借入金が入金が2/3で行われてきた。しかし、平成18年度を除き平成4年度から国及び県からの資金補充はなく、主に貸付金の元利償還収入と前年度収支差額の繰越金で運用されている。また、国からの借入金は無利子で、本貸付制度が存続する間は償還が猶予されている。

④ 貸付金の種類

資金の種類	資金の用途
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料等を購入する運転資金
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能修得資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（洋裁、タイプ等） 高等学校に修学する場合の修学及び入学に必要な資金
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等の購入資金
医療介護資金	医療（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金 介護（当該介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるため等に 必要な資金

生活資金	知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 医療若しくは介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 母子家庭になって間もない（7年未満）母の生活を安定継続する間（生活安定期間）に必要な生活補給資金 失業中における生活の安定と再就職活動の促進を図るために必要な生活補給資金
住宅資金	住宅を建築し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金
転宅資金	住宅を移転するために住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚資金	母子家庭の母が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金

(資金別の貸付発生状況)

(単位:千円)

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	1	840	0	0	0	0	0	0
修学	396	185,382	348	168,639	299	152,519	264	134,793	283	149,200
技能修得	22	11,390	16	7,178	22	9,572	11	4,958	12	5,891
修業	23	9,494	19	7,427	18	7,276	12	5,915	18	7,111
就職支度	3	950	0	0	1	320	1	320	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	11	2,205	5	1,746	8	4,189	7	3,417	4	770
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,500
転宅	3	589	1	213	1	230	1	213	3	712
就学支度	55	16,413	86	21,298	59	15,605	75	22,530	63	21,757
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	513	226,423	476	207,341	408	189,711	371	172,146	384	186,941

(母子世帯数)

	昭和61年度	平成3年度	平成8年度	平成13年度	平成18年度
総世帯数	563,028	614,712	659,483	703,979	732,508

母子世帯数	14,284	14,496	14,855	17,426	20,118
母子世帯割合	2.53%	2.35%	2.25%	2.47%	2.74%

- ① 貸付金制度のうち、主に利用されている貸付けは、修学資金と就学支度資金である。
- ② 事業開始資金、事業継続資金、就職支度資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金については、近年ほとんど利用実績がない。
- ③ 近年の貸付状況は、母子世帯数は増加傾向にあるものの、全体的に年々減少傾向にある。その原因は、主に景気の低迷による就学意欲の減少、前橋市の中核市に移行による事務移管、高校の授業料無償化等である。

(調定額及び収入未済額の推移)

(単位：千円)

	調定額	収入額	未済額	未済率
平成18年度	543,244	257,315	284,575	52.3%
平成19年度	553,711	259,297	294,414	53.1%
平成20年度	565,828	277,953	287,875	50.8%
平成21年度	462,287	219,685	242,602	52.4%
平成22年度	462,998	222,565	240,433	51.9%

(注)：利子、違約金及び延納利息を含み雑入は含まない。

- ① 近年貸付けの発生自体が減少してきていることから、調定額及び収入額も減少傾向にある。
- ② 未済率は、50～53%程度とほぼ変化していない。
- ③ 平成21年4月に前橋市が中核市となったことより、それまで県で管理していた債権も前橋市へ移管した(平成21年4月1日時点において住所が前橋市の債権)。そのため、平成20年度から平成21年度にかけて、調定額、収入額及び未済額が減少している。

(平成22年度の事務所別の調定額・収入未済額)

(単位：千円)

	調定額	収入額	収入未済額	未済率
中部福祉事務所	21,791	5,940	15,850	<u>72.7%</u>
渋川保健福祉事務所	23,574	13,944	9,630	40.8%
伊勢崎保健福祉事務所	50,816	28,092	22,723	44.7%
西部保健福祉事務所	68,911	34,428	34,483	50.0%
藤岡保健福祉事務所	15,234	9,099	6,135	40.2%
富岡保健福祉事務所	7,034	5,418	1,616	22.9%
吾妻保健福祉事務所	25,345	10,843	14,502	57.2%
利根沼田保健福祉事務所	34,988	22,236	12,751	36.4%
東部保健福祉事務所	106,869	40,330	66,538	<u>62.2%</u>

桐生保健福祉事務所	62,151	29,221	32,929	52.9%
館林保健福祉事務所	45,918	22,936	22,982	50.0%
子育て支援課	360	73	287	79.7%
合計	462,998	222,565	240,433	51.9%

- ① 貸付けに関する事務については、県内の福祉事務所等合計 11 の事務所で行われている。具体的には、貸付相談、貸付申請受付、審査、貸付金回収、償還指導等に関する事務をしている。
- ② 中部福祉事務所及び東部保健福祉事務所は、県全体及び他の事務所と比較して高い未済率となっている。
中部福祉事務所については、平成 21 年 4 月に前橋市への債権の移管がなされたが、その際に所在不明のもの等については移管できなかったため、高い未済率になっている。

(平成 22 年度の収入未済額、滞納者数)

(単位：千円)

	種 類	金 額	割合
未済額の資金別割合	修学	147,188	61.2%
	事業開始	28,618	11.9%
	就学支度	21,479	8.9%
	生活	12,590	5.2%
	就業	6,886	2.8%
	その他	23,672	10.0%
	合計 (A)	240,433	100.0%
滞納者数	(B)	1,281 人	
滞納者の平均滞納額	(A) / (B)	187,691 円	

(2) 収入未済の原因

- ① 事業関係資金では、長く続いた不況のため、事業運営が難しくなっている。
- ② 修学資金関係では、連帯借受人である子どもが就職難のため高校又は大学卒業後定職に就けない場合が増加している。
- ③ 依然、母子寡婦家庭を取り巻く雇用環境が厳しく、就労難、リストラ、賃金の低下が続いている。
- ④ 借受人が病弱又は入院のため定職に就けず収入が得られない。
- ⑤ 借受人の所在が不明、借受人の自己破産。
- ⑥ 責任感の希薄化。

(3) 収入未済に対する県の対応

- ① 資金貸付時に返済が必ず必要な貸付金であることの周知を図るとともに、借受人の状況に応じて、償還に無理のない範囲での借受けを指導している。
- ② 保健福祉事務所に配属されている母子自立支援員が、日常の家庭生活相談の中で適宜指導している。
- ③ 償還未済が生じた時には、保健福祉事務所の母子福祉担当者及び母子自立支援員が連携を図りながら、訪問指導を中心に一層の償還指導に努めている。
- ④ 保健福祉事務所を挙げて、「償還指導強化月間」を実施している。
- ⑤ 親族関係にある者を保証人にするよう指導している。
- ⑥ 所在不明の借受人は市町村と連絡を取り、所在確認後適切な指導を実施している。

(4) 回収業務の委託

母子寡婦福祉資金貸付金の返済については、経済的に苦しい中返済する人がいる一方で、財産を持ちながら返済していない人たちもいる状況もあり、未済額が平成 19 年度に 2 億 9 千万円を超えた。このため、県では、平成 20 年 8 月から回収困難な事案を債権管理回収業者に委託している。

委託対象者は、以下の①又は②の要件に該当する者である。

- ① 「債権の償還期の始期が 1 年以上前」かつ「過去 1 年以上返済がない」者
- ② ①の要件に該当しないが、事務所の判断で対象としたい者（特別の事情がある場合に限る）

(委託先業者)

委託先	X株式会社
業者選定方法	選定委員会による企画提案コンペに基づき選定
平成 20 年度の業者選定結果	県外 10 社のサービスのうちから 1 社を選定

(回収業者による回収実績)

平成 20 年度	15,093 千円
平成 21 年度	9,055 千円
平成 22 年度	9,397 千円

(過去 10 年間の過年度調定額と収入額)

(単位：千円)

	調定額	収入額	収入割合
平成 13 年度	194,923	19,782	10.1%
平成 14 年度	208,374	22,155	10.6%
平成 15 年度	219,978	21,878	9.9%
平成 16 年度	234,704	17,396	7.4%

平成 17 年度	251, 241	17, 290	<u>6. 8%</u>
平成 18 年度	269, 983	19, 758	<u>7. 3%</u>
平成 19 年度	284, 593	25, 014	<u>8. 7%</u>
平成 20 年度	294, 414	41, 576	<u>14. 1%</u>
平成 21 年度	242, 540	27, 045	<u>11. 1%</u>
平成 22 年度	242, 580	29, 438	<u>12. 1%</u>

- ① 民間回収業者への委託前の平成 17～19 年度の 3 年間の収入割合は、6～8%程度であったの対して、民間回収業者への委託後の平成 20～22 年度の 3 年間の収入割合は、11%～14%程度となっている。民間回収業者へ回収業務を委託するによって、収入割合が増加しており、一定の成果が得られている。

実施要領に規定された書類の未整備について

(指摘事項 9)

「母子寡婦福祉資金償還指導業務実施要領」には以下の規定がある。

第 2 条 保健福祉事務所長は、年間償還指導計画書を年度当初に作成し、4 月末までに子育て支援課長あて提出するものとする。

第 3 条 所長は、年間償還指導実績報告書を作成し、翌年度の 4 月末までに子育て支援課長あて提出するものとする。

このような規定があるにもかかわらず、監査の対象となった保健福祉事務所の一部では、子育て支援課に対してこれらの報告書を提出していない。また、子育て支援課においても、特に提出を求めておらず、実施要領に準拠した報告等が行われていない。

実施要領の上記規定の趣旨を理解し、厳守することにより、年間業務を計画的に行い、業務の目的適合性、有効性、効率性等を担保し、結果の総括により改善活動に生かすことが必要である。

融資実行の事務手続について

(指摘事項 10)

以下のような事務処理手続に不備が発見された。

これらの不備は、担当者の事務処理について、上席者が十分に確認をしていれば防止できたものと思われる。

担当者の事務処理について、適宜に上席者がその処理の適切性についてレビューを

行い、不備を発見した際には、修正を求めていくことが必要である。

① 貸付申請書受付処理簿の未記入について

母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領において、次のとおり規定されている。

第1 申請書類の受付処理について 1 貸付申請書の受付

- (1) 貸付申請書を受理したときには、貸付申請書受付処理簿（様式1号）により、資金種類別に別葉とし、受付番号、保健福祉事務所受付年月日、市町村名、氏名、申請金額を記入すること。
- (2) 貸付決定を行ったときには、同受付処理簿の決定欄に決定番号、決定年月日、決定金額及び借用書受理年月日を記入すること。

貸付申請書受付処理簿には、貸付金の決定日や借受人・連帯借受人・連帯保証人の面接日を記入する必要があるが、未記入のままのものが散見された。

② 母子寡婦福祉資金貸付申請書の記載もれについて

（平成13年度同様の指摘）

母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領において、下記のように規定されている。

第2 貸付申請書の取扱いについて 1 申請書記載の指導上の留意事項

(2) 連帯保証人

連帯保証人は、能力者たること、及び弁済の能力を有すること（民法第450条）とし、借受人と連帯してその債務の履行をなす責任を負うことになるので、これを十分に認識させるとともに借受人（連帯借受人）との意思の疎通が図られているかどうかを確認すること。

(8) 連帯保証人欄

申請者に準じて連帯保証人が自ら記入すること。

母子寡婦福祉資金貸付金申請書には、連帯保証人に対して資産・負債の状況を記載することが求められているが、未記入のままのものがあつた。

③ 誓約書の連帯保証人の記載もれについて

母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領において、下記のように規定されている。

第7 貸付金の交付について (2) 保健福祉事務所長は、貸付金を交付するとき

は、本人及び連帯借受人並びに連帯保証人（連帯保証人を立てる場合のみ）を来所させ、貸し付けの趣旨及び償還等について指導を行い借用書（細則別記様式 19 号）及び誓約書（様式 6 号）と引き換えに交付すること。

連帯保証人から誓約書を入手することが求められているが、誓約書の連帯保証人欄に記載のないものがあった。

④ 母子福祉資金借用書の借受人及び連帯借受人の記載誤りについて

（平成 13 年度同様の指摘）

母子福祉資金借用書には、借受人及び連帯借受人の住所・氏名を記入することが求められているが、借受人と連帯借受人が記載の場所を誤り、それぞれ逆の記入欄に記載していた。

⑤ 長期滞納者への対応について

母子寡婦福祉資金償還指導業務実施要領において、下記のように規定している。

（長期滞納者に対する指導）

第 6 条 概ね 6 か月以上滞納している者（長期滞納者）対しては、保健福祉事務所が組織的に対応するものとし、次の事務を行う。

（4）長期滞納者管理簿の作成

長期滞納者管理簿（別記様式 5 号）を作成し、償還状況を管理する。また、長期滞納者の生活状況、訪問面接状況、催告収納状況、連帯借受人及び連帯保証人の状況等について併せて管理する。

昭和 50～60 年代等の長期滞納者について、直近の滞納整理事務の実施内容を記載した滞納記録がないものが散見された。

⑥ 貸付審査資料間の記載事項の不整合等について

貸付申請書の申請者本人の財産の状況欄では、自宅は本人の持家と記入されているが、一方で生活状況等申出書では自宅は前夫名義とされている。また、申請書裏面の借入状況欄には住宅ローン残高の記入があるが、債務者が本人か前夫かが明確に確認されていなかった。

これに付随して、申請書裏面の債務欄に借入金現在残高の記入があるにもかかわらず、申請書支出欄の月額には借入返済額が含まれていないという状況があった。

財産・債務の状況は借受人本人からの聴取を原則としているため、証拠書類の提示を要求できない事情はあるものの、聴取した情報の整合性には十分留意するべきである。

細則に定める台帳の不備について

(指摘事項 1 1)

群馬県母子及び寡婦福祉法施行細則第 21 条では、「・・・保健福祉事務所の長は、知事が定める帳簿を備え、所要事項を記入し、貸付け及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。」としている。

また、「母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」でもその「第 11 貸付台帳等について」で「保健福祉事務所長は、貸付金交付と同時に、細則第 21 条に規定する帳簿を整備し、保管しておかなければならないこと。」とある。

知事の定める帳簿としては、様式 8 号として貸付台帳、様式 9 号として貸付状況明細書が定められ、貸付申請書のシステム入力時に同時に出力されている。しかし、貸付状況明細書についてはその存在自体が認識されていなかった。したがって、追加貸付が生じるごとに貸付実行を確認し、検印される様式であるにもかかわらず、検印はまったく無い状況であった。

長期滞納者管理簿及び債権管理調書の記載について

(指摘事項 1 2)

長期滞納者管理簿及び債権管理調書には、借受人の自己破産後、連帯保証人も自己破産との記載があるが、担当者にヒアリングを行ったところ、実際には、連帯保証人は自己破産をしていなかったため、現在は連帯保証人が返済をしているとのことである。

しかし、現在、長期滞納者管理簿及び債権管理調書上は、連帯保証人も自己破産したとの記載がそのままとなっている。

連帯保証人が自己破産しているかどうかは重要な情報であり、正しく記載すべきである。また、誤りが分かった時点でその事実を記載しておく必要がある。

償還計画書の入手について

(意見 4 4)

「母子・寡婦福祉資金消滅時効及び不納欠損処理要領」第 2 条第 5 項では、下記のように記載している。

債務の承認は、口頭によってもその効力を有するが、債務承認書（様式 2 号）の提出を求めるものとする。

また、「母子寡婦福祉資金償還指導業務実施要領」第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 6 条 3 項では、下記のように記載している。

第 5 条

(2) 1 か月を経過しても償還されない者に対しては、早期に家庭訪問等を行い、生活実態を把握し、償還できない原因の把握、その後の償還についての助言、指導等を行う。

(3) 「前記 (2) を行っても借受人から償還されない場合は、借受人に対し、呼び出しによる面接指導を行い、償還計画書（別記様式第 3 号）を徴する。」

第 6 条

(3) 償還計画書の提出

長期滞納者に対しては、債務確認及び償還計画書（別記様式第 4 号）の提出を求め、これに基づき償還指導を行う。

償還計画書を徴しているが、債務者の住所氏名、押印のみであり、金額や償還条件については全く記載がないものなど、その要件を満たしておらず、計画とは言えないものが散見された。

償還計画書は、借受人に母子寡婦福祉資金に対する意識を再確認させ、また借受人との打合せ時の材料として使用されている面があるものとも理解できる。

しかし、時効の中断を目的として償還計画書を入手しているのであれば、債務承認書とすべきであり、償還計画書を入手するのであれば、金額や償還条件を具体化し、より徴収の可能性が高まるような償還計画を徴すべきである。

分納誓約書の保管について

(指摘事項 13)

高崎市が中核市に移行したことに伴い、高崎市在住者の債権は高崎市へ移管したが、一部の債権が中核市移管後も担当保健福祉事務所に残っている案件がある。これは、母親が再婚したことにより貸付停止となったが、その報告が遅れた分の 90,000 円の返還は従来の貸付けとは異なる性質のものであるため、高崎市に移管せず、引き続き保健福祉事務所にて管理することとなったものである。

これについて担当保健福祉事務所で保管すべき分納誓約書を監査手続実施日には確認できなかった。現在、当該 90,000 円は全く回収できていないことから、分納誓約書は重要な書類であり、滞納者へ提示することが可能な状態で保管しておく必要がある。

不納欠損処理の時期について

(意見 45)

借受人及び連帯保証人が共に死亡しており（住宅資金、事業開始資金であるため、連帯借受人なし）、双方の相続人がすべて相続放棄している。このような稀なケースが約 40 年ぶりに発生し、担当保健福祉事務所では、平成 22 年度に母子・寡婦福祉資金消滅時効及び不納欠損処理要領に基づき必要書類を子育て支援課に提出している。

しかし、子育て支援課では、議会承認のための必要書類が提出期限に間に合わず、平成 23 年度で議会承認を経て不納欠損処理を予定している。

処理決定までに要する期間を十分に考慮して業務を進めることが必要である。

貸付金制度概要の周知方法について

(意見 46)

各貸付金制度の内容について、県民に周知する方法が不十分であると思われる。現状、県民が各貸付制度について知る方法には、以下のようなものがある。

- ・ 県のホームページ 母子寡婦福祉制度資金 Q&A（対象者、資金限度額、申請先）
- ・ ひとり親家庭に関する各種制度案内パンフレット（修学、修業、就学支度のみ）
- ・ 高校生等に配布される修学支援制度の説明資料（修学、就学支度のみ）

修学、修業、就学支度以外の資金については、ホームページにて資金の名称が開示

されている程度である。

このため、各貸付金制度に関する詳細な内容については、県民が各福祉事務所等へ問い合わせをすることによって知ることが多くなっている。

すべての貸付金に関してその内容を詳細に開示する必要はないが、現状の開示内容では不十分であると思われる。各資金について、資金の用途、対象者、貸付限度額、貸付期間、償還期限、利率等の情報は、開示すべきである。また、修業資金は育英資金等他の資金貸付との重複が認められない、住宅資金は住宅の建築前に申請をする必要がある等の情報も開示すべきである。

開示の方法については、コスト面を考慮して新たにパンフレット等を作成する必要はないが、ホームページでの開示、現状作成してある概要説明資料を各福祉事務所等に置き自由に閲覧できるようにすることなど周知の努力が望まれる。

調定事務量に応じた事務分掌について

(意見47)

各福祉事務所等の滞納整理事務は、各福祉事務所等の母子福祉担当者と母子自立支援員の2名体制で行われている。

収入未済率が他の事務所に比べ高い保健福祉事務所があるが、この要因は、他の事務所と比較して管理している調定事務量が多いことによると考えられる。

事務所の調定事務量に応じて事務分掌を調整し、滞納整理事務が適切に実施されることが望まれる。

貸付時の審査について

(意見48)

母子寡婦福祉資金貸付金は、原則として過去に借り受けた本制度に延滞がなければ、将来の弁済に十分な資力がなくても借り受けることができる。

高校と大学では別々に修学資金及び就学支度資金を借り受けることができるため、兄弟姉妹で借り受けた場合、1人の母親が5、6件の母子寡婦福祉資金貸付金の借受人となることもある。

高校での修学資金は、大学在学中は返還が猶予されるため、複数の貸付金を借り受ける時点ですでに延滞が発生しているケースは少ない。また、借受人は母親であるが、

子供が連帯借受人となっており、卒業後就職し、自身が返済することを担保に貸付けを実施している制度でもある。

しかし、高校・大学と7年間の修学資金、就学支度資金を最大で借り受けると4,872千円と多額となること、就職難で思うような仕事が見つからないこと、結婚・出産等で働けなくなるなどから子供が返済できないケースがある。

現在では、貸付時に、借受人、連帯借受人、連帯保証人の3名に対して保健福祉事務所で面接をし、返済についての自覚を促してから、貸付けを実行しているとのことであるが、過去には不十分なまま貸付けを行ったのではないかというケースもある。

入学金、授業料、生活費のすべてを当該貸付金で賄うことはできず、また、他の育英資金との併用はできないことから、自己資金等の計画についても検討を行い、償還が可能であると判断した場合に貸付けを行う必要がある。

資金的余裕のない家庭の子供に修学の機会を与える制度ではあるものの、その財源は税金であることから、計画を慎重に検討し貸付けを実行すべきである。

債権管理システムについて

(意見49)

返済期日未到来の貸付金については、母子福祉資金、寡婦福祉資金に区分し、それぞれ増加・減少の月次合計額及び残高の記録を債権管理簿として整備している。

この債権管理簿を補完する借受人別の貸付実行額・回収額・残高の履歴がシステムとしては出力されておらず、また借受人別残高一覧表も整備されていない。借受人別の残高の確認は、システムの端末画面でしか確認できない状況にある。

調定前の貸付金についての借受人別残高合計は、債権管理簿残高と完全に合致しているものとするシステム依存の状況にある。理論的には妥当と考えるが、実際に年度末残高の借受人別明細の作成に手間取る現況からすれば、当初からシステム対応しておく必要があったと考える。

名寄せについて

(意見50)

同一人に対し2か所以上の事務所で貸付けを行っているケースが見受けられているが、平成19年時点での情報であるため、現在も債権があるかどうかは不明である。

各保健福祉事務所では、担当範囲の情報しか閲覧することはできないため、他の事務所に債権があるかどうかは分からない。

一方子育て支援課では、県内の保健福祉事務所の債権を閲覧することはできるが、事務所ごとの画面になるため、ひとりについての債権を一覧することはできないとのことである。

複数事務所にて貸付けがある場合には、双方の事務所が協力して債権管理を効率的、効果的に実施すべきであることから、システムにより名寄せができるようにすることが望ましい。

中核市移行に伴う高崎市への移管手続について

(意見51)

平成23年4月1日に高崎市が中核市に移行することに伴い、高崎市への譲渡債権について、保健福祉事務所では対象者の確認を行い、その後子育て支援課において譲渡債権を確定するが、12月頃まではかかる見込みとのことである。

日常の管理方法を工夫し速やかに対応する必要がある。

7. 児童措置費（子育て支援課）について

県が子供を児童福祉施設に入所措置した場合、児童福祉法第 56 条 1 項に基づき、施設に支払う児童保護措置費の全額又は一部を本人又は扶養義務者の負担能力に応じて徴収するものである。負担額は、扶養義務者の市町村民税と所得税の課税額に応じて決定している。（群馬県児童福祉法施行細則第 30 条）

なお、児童虐待や不適切な養育環境を原因として施設入所措置を行う場合であっても、基本的には親権者の意に反して措置を行うことはできないとされており、費用徴収を強化した場合に、保護者が入所の同意を取り下げ、児童を再び不適切な養育環境にもどさざるを得ない状況も懸念されるなど、制度上の矛盾をはらんでいる。

調定額と収入未済額の状況

（単位：千円）

	調定額		収入未済額		不納欠損額		徴収率	
	現年 調定分	滞納 繰越分	現年 調定分	滞納 繰越分	現年 調定分	滞納 繰越分	現年 調定分	滞納 繰越分
20 年度	25,169	41,460	10,064	33,625	0	6,483	60.1%	3.2%
21 年度	22,561	43,640	10,403	36,144	0	6,048	54.0%	3.3%
22 年度	21,972	46,547	8,615	40,592	0	4,173	60.8%	3.8%

- ① 現年調定分の徴収率は、過去 10 年を見ても 54%～60%の間で推移している。
- ② 滞納繰越分の徴収率は、3%程度で推移しており、回収が進んでいない。

未納者についての情報共有について

（意見 5 2）

未納者の管理は、児童福祉法第 56 条費用徴収事務納入指導実施要領（以下、「指導要領」という）第 3 において、負担金事務担当者として児童福祉司が「個別管理シート」を参考に情報共有し、管理するものと定められている。納入指導も「指導要領」の「第 4 納入指導の方法 3 指導方法」において負担金事務担当者として児童福祉司が連携を図りながら、実施すると定められている。

納入指導については、「納入指導記録」により、経過を残すと定められている。これらの定めからは、未納者の状況・管理については、負担金事務担当者として児童福祉司だけで情報を共有していると考えられる。

「個別管理シート」「納入指導記録」は、記録される都度回覧し、児童相談所内で情報を共有し、適切に指導できる体制をとることが望ましい。特に、「未納者管理区分表」における主要な未納者については、所内において対策会議等を持つことにより、未納者に対する対応策を検討する必要があると考える。

子育て支援課の対応について

(意見53)

上記「意見52」について、「納入指導実績報告書」、「納入指導強化月間報告書」が子育て支援課に報告されているが、子育て支援課から児童相談所へのフィードバックが明確でない。子育て支援課の対応方法を明確にすることが望ましい。また、大口未納者・「納入指導実績報告書」における主要な未納者については、「管理シート」「納入指導記録」の内容を子育て支援課に定期的に報告する必要がある。

納入指導実績報告書の未作成について

(指摘事項14)

「指導要領第5-1」に納入指導実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、翌年度6月末日までに報告するもの定められている。

しかし、監査手続実施日現在、作成されていない。10、11月に作成予定とのことであるが、期限を4ヶ月以上経過後に作成されることとなる。実績報告書は当該年度にどのような納入指導がなされたかを報告するとともに年度当初に策定された納入指導計画と対比することにより当該年度の納入指導の反省点を翌期に生かすためにも必要なものである。

実績報告書が作成されていないことは、納入指導内容が子育て支援課に報告されていないこととなる。提出先である子育て支援課の対応についても、納入指導計画との対比が行われていないことになり、継続的業務改善のサイクルが十分に機能していないこととなる。

未納者への指導方法について

(指摘事項15)

「平成22年度児童福祉法第56条費用徴収納入指導強化月間報告書」における1,150千円の未納者に対する指導内容・実績は、「指導を繰り返したが、生活困窮等状況が好転せず、履行されなかった」とある。「納入指導記録」では、平成22年6月から12月まで毎月督促状や未納額の通知、納入のお願い文書を送付したのみである。

また、「管理シート」においても平成22年5月21日に電話をしたが不在、8月12日に未納者から電話があり指導をしたが、小さい子供がいるため払えないという回答のふたつの事項の記載のみである。

平成22年度は、「納入指導記録」及び「管理シート」をみると面談したという記録は

なく、「実施要領」に定める十分な指導がなされていない。未納者に対し「実施要領」に定める指導は行わなければならない。なお、平成 22 年度にこの者に対する平成 16 年度調定額全額（195 千円）を不納欠損処理している。

8. 27 条負担金及び 56 条負担金（障害政策課）について

27 条負担金は、知的障害者福祉法により、知的障害者関係施設へ知的障害者が入所する場合に、施設入所に係る費用の一部を知的障害者又はその扶養者が負担するものである。

入所者費用徴収金基準額は、入所者の収入、租税公課及び入所者の世帯の扶養義務者の所得状況等に応じて、群馬県規則第 48 号（婦）「群馬県知的障害者福祉法施行細則」第 11 条に定める別表の「徴収金基準額表」により決定されている。

なお、本制度は平成 15 年度に制度改正により知的障害者に係るサービス利用決定事務は県から市町村に移管されているため、調定が発生しているのは平成 14 年度までである。

不納欠損処理について

（指摘事項 16）

知的障害者福祉法第 27 条負担金は公債権であり、地方自治法第 236 条（金銭債権の消滅時効）の適用を受けるため、時効の中断があった翌日から起算して 5 年を経過した日をもって時効が完成する。

現在 27 条負担金については、前事業年度に時効が完成した債権について各福祉事務所等が障害政策課に状況説明書を作成し、健康福祉部長決裁を経て、不納欠損処理が実施されている。これは、各福祉事務所等における事務処理を統一的に障害政策課で定めた「知的障害者福祉法第 27 条負担金に係る徴収事務の流れ」によるものである。

平成 22 年度においては、最終納入が平成 16 年度で平成 21 年度に時効が完成した債権（2 名、4 件で 130 千円）について不納欠損処理を行っている。

前年度に時効が完成した債権を 1 年分まとめて翌年度に事務処理を行うことは、効率的な事務処理であるといえるが、年度末にはすでに消滅している債権を翌年度に繰り越すことは有効な事務処理とは考えられない。上記 4 件は、平成 21 年 4 月に時効が完成しているのであれば、平成 21 年度に速やかに不納欠損処理をすべきであった。

また、同じ障害政策課所管の債権である児童福祉法第 56 条負担金に対して、「児童福祉法第 56 条負担金（障害者施設）の不納欠損処理について」の平成 22 年度の回議用紙では、対象費用徴収金として「地方自治法第 236 条第 1 項による債権の消滅時効が完成しているもの（平成 21 年度中（出納整理期間含）に時効完成したもの）」との記載がある。これを適用すれば、平成 21 年 4 月から平成 22 年 5 月までに時効が完成したものを平成 22 年度で処理することになるが、時効の完成は出納整理期間とは関係なく、年度末までに時効が完成したものを当該年度で処理すべきである。

9. 廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金（廃棄物・リサイクル課）及び流出防止代（技術支援課）について

雑入として調定された収入未済額の中に特異な事件による収入未済額が見受けられた。

(1) 廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金について

X氏は、平成5年5月に群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業許可を取得して、廃タイヤ回収を業として営んでいた。

平成5年2月頃から、東京都、埼玉県及び群馬県等の排出事業者から産業廃棄物である廃タイヤを収集し、群馬県知事から産業廃棄物処分業の許可を受けずに、佐波郡境町（現伊勢崎市）の土地に大量（約74万本）に埋め立て処分を行っていた。

平成7年及び平成10年に火災を繰り返し起こしたため、群馬県は平成11年3月、今後も火災発生の危険性があること、異臭（タイヤ焼却臭）が漂っていることなどの生活環境保全上の支障の除去を目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第19条の4第1項に基づき廃タイヤ全量撤去の措置命令を発付した。

その後、措置命令に応じないことから廃棄物処理法第19条の5に基づき、行政代執行を平成11年12月から平成12年12月まで実施し、廃タイヤを撤去した。そして、平成12年8月（第1期分）及び平成13年3月（第2期分）、行政代執行法第5条に基づき、X氏に対し行政代執行に要した費用の納付命令を発付した。

X氏に対する債権の状況は、下記のとおりである。

（単位：千円）

年月等	発生	回収	残高
平成12年8月	25,000	0	25,000
平成13年3月	148,750	0	173,750
平成13年度	0	80	173,670
平成14年度	0	0	173,670
平成15年度	0	0	173,670
平成16年度	0	20	173,650
平成17年度	0	10	173,640
平成18年度	0	30	173,610
平成19年度	0	45	173,565
平成20年度	0	10	173,555
平成21年度	0	3	173,552

平成 22 年度	0	0	173, 552
合計	173, 750	198	

上記のとおり、納付指導を繰り返し行った結果 10 年間に 198 千円の納入があったが、平成 22 年度の納入は行われていない。

債務者の近況としては、平成 20 年生活保護の認定を受け、平成 21 年 1 月には自宅の火災事件について重過失失火により逮捕されるが、心神耗弱・認知症のため不起訴となった。平成 21 年 2 月には県立精神医療センターへ入院し、現在は生活保護を受けながら、介護保険施設に入所している。同氏の成年後見人の見解では将来、相続となった場合、子息から相続放棄がなされるものと予想されている。

(意見 5 4)

廃棄物・リサイクル課は、面談のたびに納付指導を行い、債権額からすれば僅かではあるが、上記のとおり債権の回収を行っている。

しかし、債務者が生活保護を受けた時点で回収可能性は極めて乏しいことから、不納欠損処理の検討を行うべきタイミングであったと思われる。但し、現状では本人及び成年後見人はわずかでも支払う意思は持っており、また、子息もあることからその処理の判断は困難な状況にあったと思われる。

今後の状況の変化に留意し、必要な手続を適時に行うことが必要である。

(2) 流出防止代について

X 氏（以下「原因者」という。）は、特殊肥料を生産するとして、平成 9 年 5 月頃から県内の畑（耕作放棄地）に汚泥を含む食品残さ等（後に廃棄物に認定）を堆積した。この堆積物が平成 10 年 7～8 月の降雨により、近隣の河川に流入し、下流の飲料水、養殖魚等に被害を及ぼした。

群馬県は、更なる被害発生を防止するため、2 度にわたり流出防止工事を実施した。これに要した経費を民法 697 条の「事務管理」を根拠に原因者に求償したが、現在まで支払が行われていない。

平成 23 年度未済額 (単位：千円)

内 容	金額
石積工事	15, 981
被覆工事	8, 982
訴訟費用	113
合計	25, 077

(経費請求に係る経緯)

- ① 平成10年8～10月に、流出を防止するための石積等の緊急避難工事を実施した。
(事業費15,981千円)
- ② 平成11年5～6月に、降雨による再流出を防止するため、雨水の浸透を防止するシートによる被覆工事を実施した。(事業費8,982千円)
- ③ その後、県は、原因者に対して、督促状、請求書及び納入通知書を送付したが、履行されなかった。
- ④ そのため、県は、平成21年2月県議会で「訴えの提起」の議案が可決されたことを受けて、平成21年3月に事務管理費用の請求訴訟を提起した。(訴訟費用113千円)
- ⑤ 平成21年9月に、県の全面勝訴が確定した。その後、県は、原因者に対して、督促状、納付書を送付しているが、履行されていない。

(意見55)

過去の経費請求の経緯記録を閲覧した結果、何も記載がない年度があった。

平成13年4月を最後に、原因者に対して請求書を送付した後、平成20年9月に請求書を送付するまでの間、およそ7年間について県は、原因者に対して請求手続を実施していないのではないかと思われる。

実際には、請求手続を実施しているのかもしれないが、実施しているのであれば、どのような請求手続を実施してどのような結果であったかについて、記録として残すことが必要である。

特異な収入未済額の所管部署について

(意見56)

廃棄物・リサイクル課が担当する収入未済額は、廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金の事例だけであり、技術支援課が担当する収入未済額も、流出防止代だけである。対象債権額は多額ではあるが、当該債権の管理事務手続を当該課が担当することは、例えば訴訟手続等にしても専門的知識のないところからの開始となり、事務の効率性の観点から疑問である。また、付随的な業務となり適時な対応を失することも懸念される。

このように突発的な事件による収入未済額等管理すべき収入未済額の件数が少ない部署の収入未済額は、引継事務も限定的であり、債権回収の専任部署を設置し、当該部署に集約して債権管理を行うことが、事務の有効性及び効率性の観点から望ましいものとする。

10. 林業公社事業資金貸付金(林政課) について

群馬県林業公社は、1966年(昭和41年)に「群馬県造林公社」として設立された。設立目的は、群馬県内の森林資源の維持培養とその公益的機能の向上を図り、造林及び育林を推進するとともに、森林林業に関する事業活動を行い、県土の保全、水源のかん養機能の充実に努め、地域社会の発展と住民福祉の向上に寄与することであった。その後1980年(昭和55年)に「社団法人群馬県林業公社(以下「公社」という。)」に改組し、森林事業の調査、測量、設計等の受託事業を開始している。

(業務の内容)

公社の業務は、分収林事業会計、受託事業会計の2事業に区分して業務の運営を行っている。

(1) 分収林事業会計

① 分収造林事業

ア 分収造林事業

分収造林事業とは、分収林特別措置法(昭和33年 法律第57号)に基づき、公社が造林者兼費用負担者となり、土地所有者との2者契約で地上権設定の上、植栽から成林に至るまで一切の管理を行う事業である。昭和42年に事業を開始して以来、新規の分収造林事業を中止した平成15年度までの37年間に5,236haの造林実績がある。

なお、分収林を売却するまでの費用については、すべて公社が負担し、売却収入について土地所有者と一定割合で分割する契約(分収契約)となっている。

・ 分割割合 公社 60 : 土地所有者 40

(平成13年度以降、市町村有林は公社 90 : 土地所有者(市町村) 10)

イ 分収育林事業

分収育林事業は、森林の公益的機能の維持向上を図るため、森林整備を要する人工林を公社が森林整備法人として、森林所有者に代わって育林等を行い、伐採時点で収益を分収する2者契約に基づく事業である。

② 森林保全管理事業

分収林の管理及び経営の安定と充実に図るために行う以下の事業等である。

- ・ 社営林及び作業道等の保全
- ・ 山火事や病虫獣害の予防
- ・ 盗伐・誤伐の防止

- ・ 境界標柱の保全等について保全管理業務を実施する巡視員の雇用
- ・ 山火事や気象災害等の森林災害に備えるための森林保険契約

③ 森林整備活動促進事業

平成 19 年度まで分収林事業とは独立していた公益事業を平成 20 年度から分収林事業の中に取り込み、「森林整備活動促進事業」という事業名で、「緑豊かな住みよい郷土」の建設を促進するため、県や市町村などの行政機関と一体になって、緑化の普及啓発事業等を実施している。

(2) 受託事業会計

① 調査・測量設計等事業

治山・林道及びその他森林・林道に関する調査、測量、設計並びに施工管理に関する受託業務。

② 森林管理事業

市町村長の斡旋に基づき森林所有者と施業協定を締結し、受託方式により、公的森林整備の推進を図る。

③ 森林公園管理事業

県民の森林に対する理解を深め、自然とのふれあいの中で、その健康増進を図るために設置された県立森林公園のうち、さくらの里及びみかぼ森林公園における施設の管理、公園利用者への案内及び観察会等のイベントを実施。

(解散までの経緯)

公社は、国産材の供給を増加させ、もって国産材価格の安定化を図るために国主導で設立された団体である。その背景には、第 2 次世界大戦中の森林の乱伐によって森林資源が枯渇している中で、戦後復興に伴う木材需要の急増による国産材価格の高騰があった。

農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）からの借入れを原資として上記の事業を行い、造林された人工林が伐期齢に達した際にその売却収入で借入金を返済するというのが、事業運営の枠組みであった。

しかし、国産材価格の高騰時における木材供給の安定化策として、1961 年(昭和 36 年)に木材価格緊急安定化対策が講じられ外材輸入が段階的にスタートしたことにより、大量に安定供給できる安価な外材が市場を席卷するとともに、国産材価格は低下し供給量も減少の一途をたどることになった。

このため、当初計画していた伐期齢に達した木材を売却することにより、その売却収入で公庫からの借入金を返済するという公社の経営スキーム自体が困難となっていた。

このような状況下、公社では、平成8年度から3次にわたる「分収林事業改善計画」を策定し、取組を行ってきたが、材価の下落傾向に歯止めがかからず、借入金を自力で返済できるまでの経営改善はなされなかった。

県議会では、平成22年度において多額の負債を抱える公社の今後のあり方及び負債返済に関して、林業公社対策特別委員会を設置し、一体的、横断的、集中的に審査を行った。

その結果、公社をこのまま放置すれば、今後、県民負担が益々増大することは明らかであることから、約15,000百万円に及ぶ県民負担が発生することを重く受け止めた上で解散するという結論となった。

平成23年3月31日現在で14,776百万円の借入金に対して、分収林評価額は1,001百万円（簿価16,506百万円）である。

損失補償契約の状況監視について

(意見57)

当初、公社の借入金の返済原資は、伐期齢に達した木材の売却代金を予定していたが、木材価格の下落により返済が困難となっていた。平成9年以降では、契約時の木材価格を検討し、採算が見込める箇所について契約を締結するなど分収林事業改善計画に準拠しての経営改善を進めたが、経営改善計画の達成は芳しい状況ではなかった。

県からの借入金9,693百万円は、公庫からの借入金の利息が増加することを懸念し、県が公社に対して公庫への返済原資を融資したものである。

結果として、公社が公庫から借りた14,776百万円のうち、県が9,693百万円を肩代わりした形となっている。

また、公庫借入金残金5,083百万円も弁済不能となった場合には、県と公庫の損失補償契約に基づき県が負担することになる。

今後、損失補償の原因となった者の経営破綻で、林業公社のような多額の県民負担が発生しないように、損失補償を行っている場合には、業績についても毎年把握・分析を行い、予定していた返済原資の評価を行い、必要な対応措置を適時にとることが望まれる。

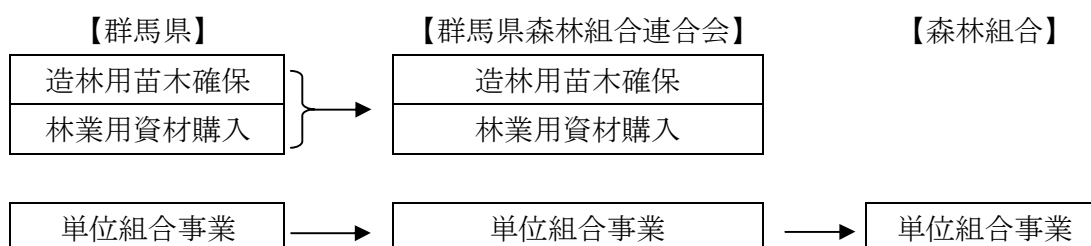
1 1. 林業振興課各種貸付金（林業振興課）について

(1) 林業振興資金について（単年度貸付）

① 目的

地域の森林整備及び管理の中核的な担い手である森林組合や連合会の経営の安定化を図り、群馬県の森林の健全な育成に資することを目的として、群馬県森林組合連合会及び森林組合が森林管理事業等を行うのに必要資金を融通する。

② 貸付金の状況



ア 過去5年間の貸付金額は、毎年248,000千円で一定である。

イ 平成22年度の貸付金額の内訳は、以下のとおりである。

- i 林用苗木確保資金 貸付額 50,000千円 利率0.04%（平成22年度）
- ii 業用資材購入資金 貸付額 32,000千円 利率0.83%（平成22年度）
- iii 単位組合事業資金 貸付額 166,000千円 利率0.58%（平成22年度）

ウ 貸付期間は、4月1日から3月31日までである。

- i 造林用苗木確保資金とii 林業資材購入資金は、群馬県から群馬県森林組合連合会に対して貸付けが行われている。
- iii 単位組合事業資金は、群馬県から群馬県森林組合連合会を通じて、各地域の森林組合に貸付けが行われている。貸付けする金額は、各地域の森林組合の資金計画に基づいて決定している。

(2) 林業・木材産業改善資金制度（国）と林業後継者等特別対策資金制度（県）について

① 林業・木材産業改善資金制度（国）

ア 目的

林業・木材産業改善資金制度は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として行う、新たな事業部門の経営の開始等の先駆的取組に対し、県がこれらに必要な無利子の資金を融通する措置を講ずることにより、林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的とする。

林業・木材産業改善資金は、新たな事業の開始、新しい生産方式の導入、労働安全施設の整備など、様々な事業に必要な資金を無利子で融資する制度である。

イ 制度の概要

- i 貸付対象者：森林所有者、素材生産・木材製材業者、きのこ生産者等
- ii 資金の使途：機械、施設の導入による改善措置
- iii 利率：無利子

② 林業後継者等特別対策資金制度（県）

ア 目的

林業後継者等特別対策資金制度は、山村における指導的な林業者及び近代的な林業を担う者の養成・確保並びに定住促進を図るため、資金の貸付けを行い、もって林業の振興を期することを目的とする。

林業後継者特別対策資金は、林業経営の改善や事業の拡張をしようとする者に対して、群馬県が低利子で資金を融資する制度である。

イ 概要

- i 貸付対象者：林業後継者及び地域の林業を担う者
- ii 資金の使途：機械、施設の導入、資材の購入、生活環境の整備等
- iii 利率：0.8%（平成23年4月1日現在）

ウ 貸付金の状況

木材需要量の推移

（単位：千m³）

	S55	S60	H2	H10	H15	H21
総需要量	1,681	1,302	1,470	933	855	613
うち県産材	618	562	372	225	181	188

木材及びシイタケ単価の推移

	S55	S60	H2	H10	H15	H20
スギ柱丸太（円/M3）	38,200	26,300	27,300	18,200	12,500	11,300
生シイタケ（円/KG）	902	1,083	1,179	971	973	857

林業後継者数

	H9	H13	H15	H19	H21
林業経営	55	23	26	18	19
きのこ経営	116	60	51	50	49
合計	171	83	77	68	68

i 林業・木材産業改善資金

過去5年間の貸付実績と年度末残高 (単位：千円)

	貸付実績		年度末残高	収入未済額
	件数	金額		
平成18年度	3	49,700	289,063	44,938
平成19年度	3	49,280	280,270	42,489
平成20年度	8	57,183	290,636	42,595
平成21年度	3	37,000	271,764	41,943
平成22年度	1	6,000	226,345	43,081

ii 林業後継者特別対策資金

過去5年間の貸付実績と年度末残高 (単位：千円)

	貸付実績		年度末残高	収入未済額
	件数	金額		
平成18年度	3	8,330	65,153	19,667
平成19年度	2	2,800	53,174	19,210
平成20年度	—	—	38,516	19,305
平成21年度	3	11,980	38,162	15,971
平成22年度	—	—	28,662	14,325

- ・群馬県の木材需要量の推移、木材及びシイタケの価格推移をみると、需要量及び価格の両面で著しく減少してきている。近年の林業経営は、景気の低迷、需要量及び価格の低下等により厳しい経営環境にあり、林業後継者数も減少してきている。
- ・過去5年間の貸付けの実績をみると、件数及び金額ともに減少傾向にある。近年の林業経営は厳しい経営環境にある。
- ・収入未済額は、貸付残高の減少により減少傾向にあるものの、経営環境が厳しく採算が悪化しているため、大幅な回収率の増加は見込めない状況にある。
- ・平成22年度の収入未済額の合計57,405千円(23件)のうち、少額返済中又は回収見込みがほとんどない債権金額は、24,100千円(9件)ある。収入未済額のなかで最も古い調定年度は、昭和56年度である(貸付年度56年)。すでに返済期日後30年以上経過しているが、回収となっていない債権もある。

林業振興資金貸付(単位組合事業資金)の余剰資金について

(意見58)

林業振興資金(単位組合事業資金)において、群馬県は、群馬県森林組合連合会を通

じて各地域の森林組合に融資をしている。その際、群馬県は、群馬県森林組合連合会に対して単年度貸付（預託）を実施している。（4月1日に貸付け、翌年3月31日に回収）

この直近3年間において、群馬県は、群馬県森林組合連合会に対して1億6千万円の単年度貸付（預託）をしているが、群馬県森林組合連合会から各地域の森林組合へは、1億円程度の貸付実績であり、群馬県森林組合連合会において、毎年5千万円程度の資金が滞留していることになる。

県の資金を効率的に運用する観点から、貸付実績や森林組合の経営動向を踏まえて、群馬県森林組合連合会への貸付け（預託）実行額を検討する必要がある。

借受者の利用・財産状況確認について

（意見59）

県が借受者に対して資金を貸し付けた後、その貸付金の利用状況や借受者の財務状況を確認する必要がある。しかし、その確認手続に関する定めが事務取扱要領に記載がなく、現状その確認手続を実施していない。

例えば、商政課の中小企業高度化資金では、年に1度借受者から決算者や申告書等を添付した利用状況報告書を入手して、借受者の資金利用状況や財務状況を確認している。

延滞の発生に対して早期に対応するには、借受者の財産状況を適時に把握する必要があることから、事務取扱要領に確認手続を規定し、各年度で借受者の利用・財産状況を確認するべきである。

貸付申請書添付書類の徴収漏れについて

（指摘事項17）

林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金の借入申込者は、貸付申請書とともに事務取扱要領に規定されている添付書類を提出する必要がある。

- ・ 林業・木材産業改善資金

「群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領」より
(貸付申請書の添付書類)

ウ) 借入申込者が県税を滞納していないことを証するもの

- ・ 林業後継者等特別対策資金

「群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領」より
(貸付申請書の添付書類)

ク) 借入申込者が県税を滞納していないことを証するもの

上記書類の徴収状況を検証した結果、借入申込者が県税を滞納していないことを証するもの（納税証明書等）の提出漏れが1件見受けられた。

要領で定められた添付書類は漏れなく徴する必要がある。

12. 就農支援資金貸付金（農業経済課）について

平成7年2月15日に「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」が施行され、就農支援資金（育成センター等が貸し付ける研修資金・準備資金）制度が創設された。その後、法改正により、平成12年10月1日から就農支援資金に「施設等資金」が加えられた。

研修資金・準備資金については、県からの貸付金を原資に農業公社が無利子で貸付けを行っている。近年は資金が余る傾向にあることから、平成23年度は農業公社から県に対して10,215千円の繰上償還を実施した。

施設等資金については、県が農協等を通じて個人に貸与している。県は農協等との契約に基づき返済されるため、滞納はほぼ発生しない。財源は国が3分の2、県が3分の1である。

なお、農協等は借受者ごとに群馬県農業信用基金協会(注)の保証契約を行っている。

就農支援資金の概要

種類	内容	貸付限度額	償還（据置）期間
就農研修資金	認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に取得するための研修を受けるのに必要な資金等	月額5万円（農業改良助長法が定める農業者教育施設において青年が研修を受ける場合）	原則として12年以内（原則として4年以内）
就農準備資金	認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な移転その他の事前の活動等を行うのに必要な資金等	200万円	原則として12年以内（原則として4年以内）
就農施設等資金	認定就農者が就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械又は資材の購入等に必要な資金	3,700万円（青年が農業経営をする場合）	原則として12年以内（原則として5年以内）

平成22年度の貸付金の増加は新規貸付金58,662千円であり、減少は調定分33,551千円（農協からの償還27,690千円、農業公社からの償還5,861千円）であり、残高は、農協への貸付け315,021千円、農業公社への貸付け53,550千円である。

(注)：群馬県農業信用基金協会の県の出資比率は、17.5%で983,840千円である。この他各市町村、農業協同組合等が出資している。基金協会は、平成22～24年度に増資

を実施中であるが、県は増額していない。県は、特別準備金として補助金を出している。

借受事業実施報告書の提出遅延について

(意見60)

就農施設等資金借受にあたっては、融資機関からの借受者への貸付金の交付後3か月以内に事業を完了すること、事業が完了したときは、完了後30日以内に「借受事業実施報告書」に納品書、請求書、領収書、支払通帳の写し等を添えて融資機関に提出しなければならないとされている。

また、貸付決定後事業が完了するまでの間に、事業計画の変更又は事業費の20%を超える増減を伴う資金計画の変更をするときは、農業事務所又は融資機関に相談しなければならない、事業実施により借入金に余剰があったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還が必要となる。

しかし、本人の忘失のほか、融資機関及び県が未提出の状態を見過ごしてきたために、借受事業実施報告書の提出が遅れた以下の事例があった。

事例1

平成22年7月末事業完了予定であったが、内部工事完成が遅れたため、11月末での完了となった。平成23年3月に県が未提出に気づき、融資機関に実績報告書の提出を求めたところ、本人から融資機関に提出があったが、不備があり、正式な提出は平成23年9月末となった。

事例2

平成22年5月25日に6,840千円の就農支援資金を交付し、7月末に事業が完了した。しかし23年2月になっても実績報告書が未提出だったため、実施報告書を速やかに提出するよう指導したが、本人が不在のことが多く、また業者の領収書にも不備があり、平成23年11月に正式提出となった。実施報告書の内容を確認したところ、ハウスの改築工事をする予定だったが、役場が無料で改修したため、当該分842千円の繰上償還が必要となり、平成24年1月20日付けで繰上償還を実施した。

貸付けに際しては、農業協同組合等融資機関、各農業事務所、農業経済課の3者が関与している。基本的に各農業事務所は経由するのみであり、実際に貸し付けの承認手続を実施するのは農業経済課であり、直接借受者に貸し付けを行うのは、農協等である。

このため、農業経済課は直接借受者と会う機会がなく、また、農協等は、資金は農業経済課から借り受けているため、実際に貸し付けているという意識が薄いのではないかと懸念がある。こうしたことから、3者の当事者意識が希薄となり、連携がうまく回れず、処理が年度をまたいでしまうのではないかと考えられる。関係する3者が定期的に連絡を取り合い、処理が年度をまたいでしまうことのないよう、注意する必要がある。

なお、平成 23 年度からは、このような事態を受けて、就農支援資金の貸付決定を行うごとに、農業経済課から各農協等及び各農業事務所長宛に借受者に対する事業の進捗状況の把握等の協力要請を行っており、一定の成果が期待される。

13. 中小企業向け融資に係る貸付金（商政課）について

（1）中小企業高度化資金について

中小企業高度化資金は、中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業に対して資金及びアドバイスの両面から助成する制度である。

① 主な高度化事業の種類

ア 中小企業者が実施する事業

i 集団化形態

市街地などに散在している中小企業者が、協同組合などを作って、まとめて立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態（〇〇団地、商業店舗等共同利用等）

ii 集積区域・再開発形態

商店街の小売業者等が共同で、老朽化した店舗の建て替えなどを行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場等の整備を協同組合などを作って、街ぐるみで行うものや工場などが集積している区域を整備する形態

iii 共同化形態

中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を設置し、利用する形態（協同物流センター等）

iv 事業統合形態

中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について、協同化などの事業統合を行うために施設を設置し、事業を行う形態（企業合同事業など）

イ 第三セクターなどが実施する形態

i 経営基盤強化支援形態

地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第三セクターなどが設置し、運営する形態（地域産業創造基盤整備事業など）

ii 商店街整備等支援形態

第三セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、又はそれに併せてショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営する形態（商店街整備支援事業）

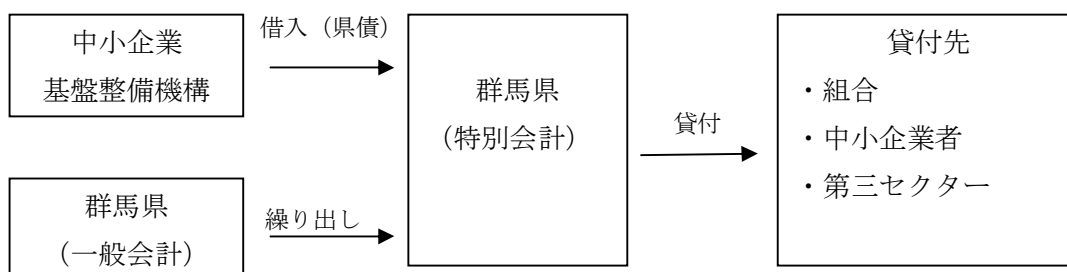
② 融資条件

- ア 融資比率： 原則 80%以内
小規模事業者等 90%以内
- イ 償還期間： 20年以内（うち、措置期間3年以内）
- ウ 利率： 市場金利に連動した年1回の見直し方式（平成13年度の貸付分から）
平成23年度適用利率は、1.05%である。
（中小企業の振興に係る関係法律の認定を受けた事業等は無利子である）

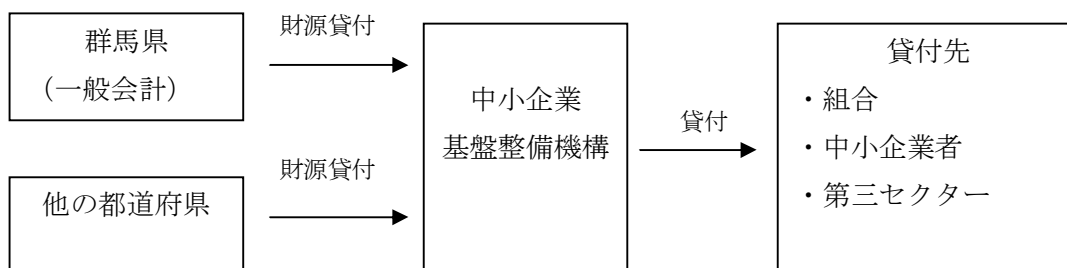
③ 高度化資金の流れ等

- ア 貸付の方式には、A方式とB方式がある。A方式は、群馬県が直接融資先に対して資金を貸し付けるものであり、B方式は、群馬県が中小企業基盤整備機構に財源を貸し付け、中小企業基盤整備機構が融資先に対して資金を貸し付けるものである。
- イ 融資先が群馬県内にある場合に、A方式（県が貸付主体）を採用し、融資先が群馬県だけでなく他県にまたがる場合に、B方式（中小企業基盤整備機構が主体）を採用する。
- ウ A、Bの方式ともに、群馬県は、融資先の返済が滞り貸付金を回収できないという貸倒リスクを負担している。

A方式（群馬県が貸付主体）



B方式（中小企業基盤整備機構が貸付主体）



④ 貸付金の状況

過去5年の貸付額の推移

(単位：千円)

	A方式				B方式			
	貸付額		年度末残高		貸付額		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成18年	-	-	44	4,227,134	2	16,640	35	258,062
平成19年	-	-	41	3,900,356	2	13,527	35	234,799
平成20年	-	-	35	3,274,174	2	18,133	35	233,172
平成21年	-	-	24	2,413,640	2	15,081	34	206,406
平成22年	-	-	18	2,214,539	2	13,004	32	172,431

ア A方式の貸付は、平成15年度を最後にそれ以降実施していない。

イ B方式の貸付は、直近の5年間では毎年2件のみ（同一融資先）実施している。

ウ 貸付の件数が少ない理由は、高度化資金は組合（組合員も含む）や三セクが実施する特定の事業を貸付対象としていること、また無利子貸付を受けようとする場合には、事前に各法律に基づく事業認定等が必要となり、これに時間を要するためである。

過去5年間の収入未済額と不納欠損金の推移

(単位：千円)

	収入未済額		不納欠損金		回収金額
	件数	金額	件数	金額	
平成18年	10	767,641	-	-	21,707
平成19年	10	746,181	-	-	21,395
平成20年	8	686,991	2	37,902	21,705
平成21年	11	716,978	-	-	34,413
平成22年	9	668,565	-	-	49,044

ア 新たな融資先への貸付けがないこと等もあり、収入未済額は、減少傾向にある。

イ A・B方式ともに、年1回の返済期日が到来する正常債権があり、今後これらが延滞債権になる可能性がある。

ウ 平成20年度の不納欠損金は、時効の援用によるものである。

(2) 中小企業設備近代化資金について

平成11年12月22日に、「中小企業近代化資金等助成法」が「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改正されたことにより、平成12年度以降、「中小企業者の設備近代化に必要な資金を貸し付ける制度」から、「小規模企業者に対する創業及び経営者基盤の強化に必要な設備を導入するための資金を貸し付ける制度」に変更された。

現在、この近代化資金についての貸付は実施されていないが、収入未済額は下記のように残っている。

過去5年間の収入未済額と不納欠損金の推移 (単位：千円)

	収入未済額		不納欠損金		回収金額
	件数	金額	件数	金額	
平成18年	12	17,178	-	-	764
平成19年	9	15,070	3	1,647	461
平成20年	9	14,723	-	-	346
平成21年	8	11,860	1	2,609	253
平成22年	6	11,284	2	399	177

- ① すべての貸付金について、返済期日が到来しているため、新たな収入未済額の発生はない。
- ② 不納欠損金は、時効の援用、権利放棄（議会の承認）によるものである。
- ③ 収入未済額の残高は、毎年2～3百万円程度ずつ減少しているが、その内訳は貸付金の回収金額よりも不納欠損の金額の方が大きくなっている。
- ④ 貸付金の回収金額は、年々減少傾向にあり、今後も多額の回収見込みはない。

(3) 小規模企業者等設備資金について

① 小規模企業者等設備資金とは

小規模企業者等設備資金は、小規模企業者等が経営基盤の強化や創業のために新たな設備を導入するにあたり、必要となる資金の一部を長期・無利子で融資する制度である。

この資金の目的は、小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することにある。

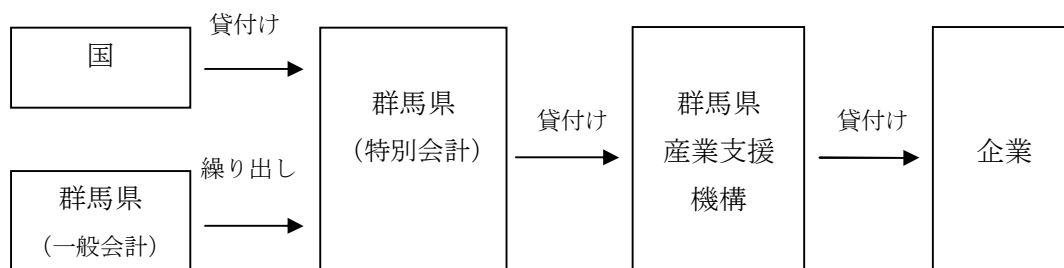
② 制度の特色

- ア 群馬県産業支援機構が直接貸付を行う制度である。
- イ 設備資金を対象としている。
- ウ 無利子である。
- エ 特に小規模な企業を対象とした制度である。
- オ 創業者も対象とした制度である。

③ 小規模企業者等設備資金の流れ

- ア 貸付金の原資は、国と群馬県で半分ずつである。
- イ 国と県からの財源は特別会計で管理し、群馬県はその財源をもとに群馬県産業支援機構に貸付けをしている。
- ウ 群馬県産業支援機構は、各企業等に対して資金の貸付け及び回収を行っている。
- エ 群馬県は、群馬県産業支援機構と損失補償契約を締結している。その内容は、群馬県産業支援機構が設備資金貸付事業に係る債権の償却によって欠損が生じ

た場合、群馬県が一定の範囲内で補償するものである。例えば、群馬県産業支援機構が平成 21 年度に設備資金事業を行ったことにより、平成 30 年 3 月 31 日までに債権の償却によって欠損が生じた場合には、群馬県は、48 百万円の範囲内で損失補償する契約となっている。



(4) 制度融資について

① 制度融資（単年度貸付）とは

制度融資は、群馬県や市町村が民間金融機関や信用保証協会と提携・協調して、預託や信用保証料補助、損失補償など各種施策を行うことや、当該施策によって創設される各種の資金のことである。

② 制度の概要

群馬県は、信用保証協会を通じて金融機関に資金を預託する（無利子）。新規融資分の預託は、原則 3 カ月ごとに行い、預託する金額は、預託する月の前 3 カ月の金融機関の融資実行金額を協調倍率（制度融資の総額/県の預託額）で除した額である。金融機関は、群馬県から預託を受けた資金を原資にして各中小企業者へ融資する。中小企業者は、金融機関から融資を受け、償還を行う。

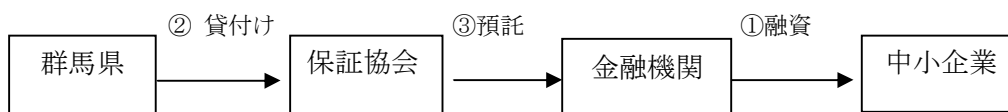
中小企業者は、信用保証を付す場合には、融資に際して保証協会に対して保証料を支払う。保証協会は、保証料を原資にして、中小企業者が金融機関へ返済できない場合に代位弁済する。

群馬県は、保証協会との間で損失補償契約を締結しており、保証協会が代位弁済をして損失を受けた場合に、一定限度額の範囲内で損失補償を行う。

制度融資には、下記のような二つの特徴がある。

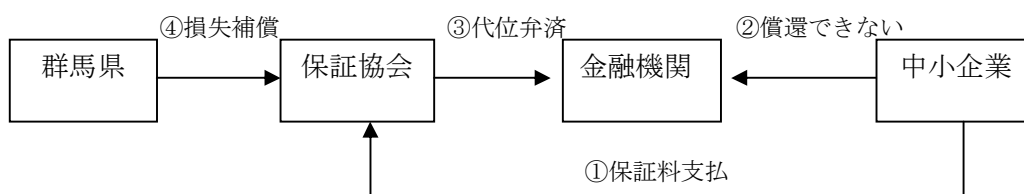
ア 低金利（固定金利）、長期返済

群馬県が保証協会を通じて金融機関に預託を行うことで（無利子）、金融機関が通常行う融資よりも、低金利（しかも固定金利）で、長期間の融資を実現している。



イ 信用力の補完（損失補償）

経営状況の厳しい事業者や創業者など、信用力の弱い方を対象とする融資の場合、群馬県が信用保証協会との間で損失補償契約を締結することで、信用保証を利用しやすくしている。



③ 貸付金の状況

過去5年の預託金額及び融資残高の推移 (単位：千円)

	預託	融資残高	
	金額	件数	金額
平成18年度	133,724,880	-	351,228,488
平成19年度	141,780,142	-	375,609,800
平成20年度	152,753,948	49,559	426,313,109
平成21年度	151,126,201	49,136	428,687,547
平成22年度	135,055,273	47,959	409,692,987

ア 群馬県は、毎年下記のスケジュールに基づき信用保証協会を通じて金融機関に対して資金を預託して、翌年3月31日に金融機関から資金を回収している。

新規分預託		継続分預託	
預託日	対象期間	預託日	対象期間
7月20日	当年4～6月の融資実行分	4月1日	前年12月末までの融資実行分
10月20日	当年7～9月の融資実行分	4月20日	当年1～3月の融資実行分
1月20日	当年10～12月の融資実行分	6月1日	当年1～3月の融資実行分の漏れ

イ 預託する金額の割合は、制度ごと、融資実行年度ごと、金融機関の業態ごとに様々であるが、各年度における平均融資残高の一定の割合（例えば2分の1、3分の1等）となっている。

ウ 過去5年間の各年度の金融機関への預託金額は、1,300億円～1,500億円程度で一定に推移している。

エ 過去5年間の各金融機関の年度末融資残高は、約5万件弱の件数で3,500億円～

4,200 億円程度となっている。リーマンショック等の影響から平成 20 年度に融資残高は、前期比 507 億円増加して 4,263 億円となったが、平成 22 年度の融資残高は、前期比 189 億円減少して 4,096 億円となっている。

オ 群馬県は、無利子で金融機関に預託しているため、実質的には群馬県が金利コストを負担していることになる。

(5) 損失補償について

群馬県は、13 種の制度融資について群馬県信用保証協会との間に損失補償契約を締結している。(Ⅲ 債権管理体制の概要 6. 債務保証・損失補償の管理体制について参照)

その内容は、群馬県信用保証協会が代位弁済によって受けた損失金額のうち、群馬県が一定の割合で損失補填するものである。

平成 22 年度末において群馬県が今後補償することを予定している総額(契約上、今後損失補填しなければならない上限額)は、約 24 億円であり、融資残高の約 0.9%である。

平成 22 年度において群馬県が実際に損失補償した金額は、4 億 7 千万円であり、融資残高の約 0.17%である。

過去 5 年間の損失補償額の推移

(単位:千円)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
特別小口資金	1,548	1,579	89	1,041	1,189
小規模企業事業資金	69,971	85,512	121,398	140,937	81,013
経営サポート資金	-	-	-	41,727	111,993
緊急経営改善資金	1,627	3,276	1,100	982	159
中小企業再生支援資金	-	-	2,100	-	-
創業者・再チャレンジ支援資金	10,940	21,350	22,704	28,407	18,618
経営強化支援資金(廃止)	97,342	104,541	253,012	295,609	190,656
セーフティネット資金(廃止)	39,320	62,419	102,619	109,370	69,455
中小企業災害復旧資金(廃止)	470	-	-	3,132	-
ぐんま起業家支援資金(廃止)	-	1,157	286	22	-
中小企業経営振興資金(廃止)	8,335	-	96	1,112	-
小規模企業事業資金(廃止)	502	1,363	-	-	-
合計	230,058	281,200	503,407	622,343	473,085

① 損失補償額は、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて年々増加傾向にある。特に、平成 20 年度は、リーマンショック等の影響による経済環境の悪化から、前年比約 2

億 2 千万円も損失補償額が増加して、約 5 億円となっている。さらに、平成 21 年度も前年比約 1 億 2 千万円増加して、損失補償額が約 6 億 2 千万円となっている。

- ② 平成 22 年度は、金融円滑化法等の影響によって、損失補償額が一時的に前年度比約 1 億 5 千万円減少して 4 億 7 千万円となっている。しかし、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「金融円滑化法」という。）等の影響によっては、今後また増加していく可能性もある。

決算書等の未入手について

（平成 13 年度包括外部監査において同様の指摘事項）

（指摘事項 18）

中小企業高度化資金貸付要綱 第 26 条（利用状況報告書の提出）」において、次のとおり規定している。

借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、当該貸付金に係る貸付対象施設の利用状況を、毎年 6 月末までに、中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書により知事に報告しなければならない。

中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書の提出には、添付書類として、決算書及び確定申告書を添付することが求められている。しかし、一部について、決算書及び確定申告書が入手されていない融資先が見受けられている。

融資先の延滞状況を早期に把握するために、決算書及び確定申告書を適時入手し、貸付先の状況を的確に判断することが求められる。

担保預り定期預金証書の管理について

（指摘事項 19）

融資の担保として定期預金証書 2 通（合計金額 368 百万円）を平成 21 年 4 月 27 日に預かっている。現在商政課に保管され、預かっていることを知っているのは商政課の課員数名であり、預り定期預金証書の管理体制とすると極めて危険な体制である。

当該事案の対応は、特異なケースであるがゆえに関係規則・要領等に規定されていないものと思われるが、特異なケースについて、関係各課との協議又は照会を行い適切な対応を検討する旨を規定すべきである。

ちなみに、県がこのような質権証書を預かる場合の手続は、群馬県公有財産取扱規則に準じて、公有財産台帳類似の管理簿を整備し、記帳するとともに、会計局の管理する金庫で保管すべきであると思料する。この体制であれば、契約責任は商政課、帳

簿管理は管財課、現物管理は会計課といった業務分担となり、定期的に照合することにより牽制体制が働くものと思われる。

この案件においても、債権管理体制の全容を把握する組織の存在が必要と感じる。

産業支援機構を通じた設備資金貸付の余剰資金について

(意見 6 1)

平成 23 年 3 月末時点で、557 百万円の産業支援機構への貸付けがあり、そのうち、産業支援機構が実際に貸し付けているのは 302 百万円で、差し引き 255 百万円が償還準備積立資産（普通預金）として留保されている。

これは本制度の根拠法である「小規模企業者等設備導入資金助成法」の第 5 条並びに第 12 条の規定に基づく事業計画作成基準により、県から産業支援機構への貸付期間は 8 年（据置期間 2 年）、産業支援機構から企業への貸付期間は 7 年（同 1 年）と定められており、貸与機関（産業支援機構）に延滞等が発生した場合でも、県への償還に支障が出ないよう資金繰りを考慮して設定されたものと思われる。

しかしながら、新規貸出が休止されている現状では、特に資金留保せずとも資金繰りに特段の支障はなく、また延滞等による資金不足に対しても、このように多額に余裕を持つ必要性もないと考えられる。

また、保留資金 255 百万円は貸出が休止されている現状にあっては、制度本来の目的に使用されている、あるいは使用が予定されているものとは言えない。

したがって、「小規模企業者等設備導入資金助成法」の第 7 条の趣旨に鑑み、期限弁済も含めてその全額を県に早期弁済すべきと考える。

<参考>

「小規模企業者等設備導入資金助成法」

第 7 条（期限前償還）

都道府県は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けをした場合において、貸与機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、その貸与機関に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 貸付金の償還を怠ったとき。
- 三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

14. 県営住宅使用料（建築住宅課）について

群馬県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき、群馬県と市町村の出資により設立された法人であり、住宅の分譲、県営住宅の維持管理等の業務を行っている。

群馬県は、群馬県住宅供給公社に対して県営住宅の維持管理を委託しており、その一環として県営住宅使用料の管理も委託している。

過去10年間の県営住宅使用料の調定額、収納額、不納欠損額、収入未済額は以下のとおりである。平成16年度に620百万円あった収入未済額は、平成22年度では317百万円と約半額に減少している。この成果は、建築住宅課に滞納対策係を設置、住宅供給公社の収納対応人員の増強等一連の改善活動の結果である。

(単位：千円)

		調定額 (A)	収納額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (D=A-B-C)	収入歩 合(B/A)	対前年 比(%)
平成 13年 度	現年	2,922,936	2,764,469		158,466	94.58	△0.85
	過年	429,680	78,593	1,086	349,999	18.29	△1.00
	計	3,352,616	2,843,063	1,086	508,466	84.80	△2.15
平成 14年 度	現年	2,891,787	2,731,329		160,457	94.45	△0.13
	過年	508,466	82,477	32,084	393,904	16.22	△2.07
	計	3,400,253	2,813,807	32,084	554,361	82.75	△2.05
平成 15年 度	現年	2,790,635	2,636,156		154,478	94.46	0.01
	過年	554,361	99,628	5,809	448,923	17.97	1.75
	計	3,344,996	2,735,784	5,809	603,402	81.79	△0.96
平成 16年 度	現年	2,720,125	2,596,183		123,941	95.44	0.98
	過年	603,402	106,383	509	496,508	17.63	△0.34
	計	3,323,527	2,702,567	509	620,450	81.32	△0.47
平成 17年 度	現年	2,702,406	2,610,469		91,937	96.60	1.16
	過年	620,450	115,145	5,247	500,057	18.56	0.93
	計	3,322,857	2,725,614	5,247	591,995	82.03	0.71
平成 18年 度	現年	2,672,316	2,602,189		70,127	97.38	0.78
	過年	591,995	111,198	13,355	467,441	18.78	0.22
	計	3,264,311	2,713,388	13,355	537,568	83.12	1.09
平成 19年 度	現年	2,685,330	2,631,718		53,611	98.00	0.62
	過年	537,542	123,491		414,051	22.97	4.19
	計	3,222,873	2,755,210		467,663	85.49	2.37
平成 20年	現年	2,671,785	2,623,005		48,779	98.17	0.17
	過年	467,663	105,167	8,009	354,486	22.49	△0.48

度	計	3,139,448	2,728,173	8,009	403,265	86.90	1.41
平成 21年 度	現年	2,635,907	2,585,987		49,920	98.11	△0.06
	過年	403,265	88,659		314,605	21.99	△0.50
	計	3,039,173	2,674,647		364,526	88.01	1.11
平成 22年 度	現年	2,626,943	2,585,690		41,253	98.43	0.32
	過年	364,526	77,926	9,969	276,629	21.38	△0.61
	計	2,991,470	2,663,617	9,969	317,882	89.04	1.03

群馬県住宅供給公社との契約について

(指摘事項20)

公営住宅法第47条第1項において、地方住宅供給公社は、公営住宅について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場合等が適当と認められる場合においては、当該公営住宅を管理する事業体の同意を得て、その事業主体に代わって当該公営住宅等の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)を行うことができるとされている。

しかし、地方自治法の管理委託制度により委託できていた家賃の徴収行為等の事実行為が管理代行制度では行えないのは不都合であることから、国土交通省住宅局が平成17年7月に公表した「公営住宅法に基づく管理代行制度 逐条解説とQ&A」により、「家賃徴収行為等の事実行為については、個別の業務契約等により代行主体に併せて行わせることにより対応が可能」とされ、別途契約を結ぶことにより、対応が可能となっている。

これに対して、県では公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、「群馬県住宅供給公社」が「群馬県県営住宅の管理に関する協議書」に掲げる業務を代行することに同意するとされている。この協議書における「群馬県県営住宅における管理業務等仕様書」においては、「第3. 群馬県住宅供給公社が行う業務の範囲」として、「2. 家賃関係業務」、「3. 家賃滞納関係業務」との記載がある。

上記のとおり、家賃関係業務及び家賃滞納関係業務は公営住宅法の規定では除外されていることから、このような協議書は法令違反であり、家賃関係業務及び家賃滞納関係業務に対しては別途契約を結ぶ必要がある。

また、県営住宅及び共同施設の管理に要する費用負担については、毎年「群馬県県営住宅管理業務協定書」を締結しているが、費用についても一括して協定書を結んでいる

ため、家賃関係業務及び家賃滞納業務について、費用対効果が把握できない状況にある。

家賃関係業務及び家賃滞納関係業務については、国土交通省住宅局の解説に準拠し、別途契約とすることが必要である。これにより、当該業務における費用を明確に把握する必要があることから、費用対効果を意識したより効率的な債権管理が行われることが期待される。

滞納者への対応が不十分な事例について

上記のとおり、滞納対策強化の結果収入未済額は、大幅に減少しているものの、多くの滞納者対応の優先順位から、一定の期間滞納者と面談できていない事例等、いまだ対応が十分に行き届かない事例が見受けられる。これらの事例の今後の対応も併せさらなる回収成果が期待される。

滞納者への対応履歴の記載もれ

(指摘事項 2 1) 事例 1、事例 2、事例 3、事例 7

一定の期間「滞納整理個票」に滞納者への訪問、文書の送付等の手続実施の記載がないものについて聴取したところ、何らかの対応を行っているにもかかわらず、その対応履歴が記載漏れとなっているとの説明を受けた。滞納整理の履歴は、時効の中断の事実となる事項等もあり「滞納整理個票」作成の趣旨を十分に理解し履歴の記載を徹底することが必要である。

滞納者宅を訪問するも不在であり、その後の訪問が行われていない事例

(意見 6 2) 事例 1、事例 4

訪問したが不在であり、その後の訪問が行われていない事例が見受けられている。訪問時に不在のため面談できない場合には、次回の訪問計画を滞納整理個票等で明確にするとともに、実行されることが望まれる。

督促後の滞納整理手続が行われていない事例

(意見 6 3) 事例 6

督促を行うも、その後の手続が行われていない事例が見受けられているが、督促後に納入とならない場合には、適時に訪問等の滞納整理手続の実行が望まれる。

連帯保証人に資力があるにもかかわらず、請求していない事例

(指摘事項 2 2) 事例 4、事例 5

連帯保証人に資力があるにもかかわらず、請求していない事例が見受けられた。連帯保証人に資力が認められる場合には、連帯保証人に対しても請求する必要がある。

入居者の退去から保証人への催告までに 4 年経過している事例

(意見 6 4) 事例 7

入居者の退去から保証人へ催告を行うまでに 4 年が経過している、迅速な対応が望まれる。

入居名義人に十分な資力があるにもかかわらず、滞納している事例

(意見 6 5) 事例 8

年収からして家賃の支払いができないとは考えにくく、家賃回収の適切な対応が行われているか疑問である。これだけの総年収があれば民間住宅への入居も可能であるから、住宅明け渡し等の対応も含めて検討すべきである。

なお、具体的な事例は以下のとおりである。

(事例 1) 滞納 56 か月 滞納額 791 千円 最終収納平成 11 年度

平成 11 年度に退去後平成 20 年に本人の職場と年収が判明するまでの間についての記録は整備されていない。また、平成 20 年に職場と年収が把握された時点で 2 度訪問するも不在であり、その後の訪問は行われていない。

(事例 2) 滞納 19 か月 滞納額 377 千円 最終納付平成 12 年度

平成 20 年度に訪問したが不在であり、平成 21 年 5 月に名義人宛に「群馬県県営住宅入居時の未納家賃等の納入について」を郵送している。その後訪問しているも面会に至っていないとのことであるが、これらの訪問記録は整備されていない。

(事例 3) 滞納 25 か月 滞納額 204 千円 最終納付平成 20 年度

平成 20 年 10 月に本人転居先の住所及び携帯番号が判明し、電話連絡を試みているものの、面会、応答が得られていないとのことであるが、これらの経緯について、滞納整理個票には記載されていない。

(事例 4) 滞納 13 か月 滞納額 415 千円 最終収納平成 12 年度

すでに退去しており、平成 20 年に連帯保証人の年収が 1,600 万円程度であることが判明しているも、平成 20 年度に 2 度訪問したが不在であったため、その後の訪問は行われていない。

(事例 5) 滞納 4 か月 滞納額 96 千円 最終収納平成 11 年度

平成 20 年に、「再来年くらいにならないと払えないと電話で回答した」との交渉記録があるものの、その後直接の連絡は行われていない。また、平成 20 年に保証人の給与が 800 万円程度であることが判明しているも、保証人に対して滞納整理手続が行われていない。

(事例 6) 滞納 63 か月 滞納額 2,247 千円 最終納付平成 16 年 5 月

住居人は平成 16 年 5 月に退去している。その後、本人宅への訪問や保証人宅への訪問等を行い、平成 21 年 5 月 8 日に「群馬県県営住宅入居時の未納家賃等の納入について（督促通知）」を送付したが、その後の対応が行われていない。

(事例 7) 滞納 30 か月 滞納額 1,514 千円 最終納付平成 17 年 12 月

平成 12 年 3 月に入居し、平成 17 年 10 月に退去。平成 15 年 4 月分以降の家賃が未納となっている。保証人に対して平成 21 年秋頃に滞納家賃支払いの催告を行ったとのことであるが、文書による記録は残されていない。

(事例 8) 滞納 8 か月 滞納額 461 千円 最終納付平成 23 年 7 月

入居者は平成 3 年 4 月に入居し現在も居住している。入居人の総年収は 800 万円程度である。

連帯保証人の変更について

(意見 6 6)

契約にあたり以下の場合には、連帯保証人については、知事の承認を得て入居名義人と同程度以上の収入を有する連帯保証人に変更しなければならないとされている。(群馬県県営住宅管理条例第 14 条第 2 項)

- (ア) 連帯保証人を変えたいとき
- (イ) 連帯保証人が死亡又は住所、居所不明になったとき
- (ウ) 連帯保証人が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき
- (エ) 連帯保証人が失業その他の事由により保証能力を著しく減少し又は喪失したとき

県営住宅における入居契約上は、契約期間に定めがなく、契約更新の手続が必要とならないこともあり、入居後に当初の状況が変化し、保証人等に変更の必要が生じた場合

であっても、契約内容が変更されるケースは少ない。

家賃の滞納が始まり保証人へ請求したときに初めて保証人が死亡していた事実を確認したり、保証人が勤務先を定年退職したりして保証能力がないことが判明するケースもある。

入居名義人に対しては、入居時に保証人の状況に変更すべき事由が生じた場合には変更の手続が必要であることを説明しているとのことであるが、例えば、毎年の賃料改定時に確認する等、入居後においても何らかの周知の方策をとることが必要と考える。

群馬県住宅供給公社に対する単年度資金貸付について

(意見67)

現在、「群馬県住宅供給公社に対する資金の貸付けに関する条例」及び「群馬県住宅供給公社に対する事業資金貸付要綱」に基づいて貸付けが実施され、貸付条例では、「公社が住宅建設に要する資金を貸し付けることができる。」とされている。

また、貸付金の返済は、「長期資金にあつては貸付年度内据置き貸付期間内年賦均等償還によるものとし、短期資金にあつては貸付年度内償還の方法によるものとする」とされているが、最近の貸付けは、すべて年度内の短期貸付として実施している。

平成22年度の貸付けは、以下のとおりである。

特定優良賃貸住宅事業 1,167,000 千円

賃貸住宅建設事業 519,000 千円

期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

利率 年利0.7375%

特定優良賃貸住宅事業とは、特定優良賃貸住宅の建物所有者が公社から借入れを行うにあたっての資金を県が融資するものである。

公社は、所有者に対して20年～25年程度の長期貸付を行っているが、県はその資金を毎年度の短期貸付（期間は4月1日から翌年3月31日まで）として融資し、公社では、毎年度3月31日に金融機関から2日間の借入れを行い県への返済資金としている。

特定優良賃貸事業貸付金は、県が貸し付けた資金をそのまま公社が所有者に貸し付けているものである。このため、県が公社に貸付けする際にも、長期貸付金として貸付けを行うことが実態に即しているものと考えられる。

15. 地域改善対策奨学金（義務教育課）について

群馬県では、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域に住所を有する同和関係者の子弟で、学校教育法（昭和22年法律第26条）に規定する高等学校又は高等専門学校、短期大学、大学に修学又は進学が経済的な理由により困難なものに対して、教育の機会均等を保障するために奨学金を貸与してきた（高等学校等は昭和62年から平成15年度まで、大学は昭和57年から平成16年度まで）。

これまで国の施策に基づいて実施してきたが、現在は国の制度が廃止されたことに伴い県でも廃止されている。これまでに、高校は531名 総額144,449千円、大学は443名 総額330,797千円の利用があった。

なお、貸与の種類としては、毎月の奨学金のほかに通学用品等をそろえるための助成金（一時金）もあり、金額は以下のとおりとなっていた。

（単位：円）

		高校	大学
奨学金（月額）	国公立	23,000	48,000
	私立	43,000	82,000
通学用品助成金（一時金）		23,100	36,750

財源は、国が3分の2、県が3分の1であり、償還された金額もこの割合で国に返還される。但し、免除となり償還されなかった場合には、国への返還も免除される。

契約書は生徒本人が契約するが、調定は親あてに実施される。このため、高校生の場合等、本人が知らないで親が借入れを行っている場合もある。

私債権であり、本人が時効の援用をしない限り原則として、不納欠損は行われませんが、平成22年度には本人が死亡したことにより52,800円の不納欠損処を行っている。

また、返還の免除規定があり、死亡や所在が3年以上継続して不明である場合には、免除される。さらに、一定の所得以下の場合には、貸与した奨学金等の額の20分の5を限度として返還の免除をすることができ、これを5年ごとに繰り返すことができることから、実際には全額が免除になるケースもある。

返還金の調定手続未済について

（意見68）

修学奨励金・進学奨励費（以下「奨学金等」という。）の貸与を受けている者は、奨学金等の返還が著しく困難であると認められるときは、その者の申請により、貸与した奨学金等の額の20分の5を限度として、困難であると認められた後最初の奨学金等を返還すべき日に係る奨学金等の債務を免除している。また、この奨学金等の免除は5

年間で20分の5を超えることはできないが、5年を経過した後は再度申請することができる。

これらの免除を受けていた者が5年間の免除期間が明けた後には、再度申請が提出されない限りにおいては、当初貸与契約書に基づき提出された返還計画書の返還方法により奨学金等の返還を履行しなければならない。

しかし、免除申請がなされた下記の者については、免除期間が経過しているにもかかわらず再度申請される見込みであることを理由に返還金の調定手続を行っておらず、返還金の請求が行われていない。

免除期間経過後、返還金の調定を行っていない者

高校・大学別	債務者 (生徒名)	免除期間	調定手続を行わない理由
高校	A	～平成16年度	平成17年度～新規手続中
高校	B	～平成21年度	平成22年度～新規手続中
高校	C	～平成21年度	平成22年度～新規手続中
高校	D	～平成21年度	平成22年度～新規手続中
大学	E	～平成20年度	平成21年度～新規手続中

免除期間がすでに経過しているため、返還金の調定手続を行い奨学金等の返還請求を行う必要がある。

奨学金等の返還未納者に対する督促について

(意見69)

奨学金等の返還者に対しては、収入未済者管理簿を作成し、未済金額の入金状況、本人・保護者の状況や督促の状況を時系列的に管理している。

毎年、未納通知は送付しているものの、本人や家族への電話や訪問等による督促は、年に数回程度であり、次の接触はまた1年後となってしまう督促の効果が非常に薄いと考える。また、1年以上本人等に連絡が取れていないケースや、中には平成14年あるいは平成17年以降連絡を取れていない者もいる。

改善策として、連絡の頻度を増やし、本人や家族により積極的に督促し未収入金の回収を図ることが望ましい。